

目 次

議会日誌	1
行政視察報告	6
総務企画委員会	
総合病院建替特別委員会	
予算決算委員会理事会	
議長会の動き	26
東京都市議会議長会	
関東市議会議長会	
全国市議会議長会	
各種協議会等の動き	30
関東地区競艇主催地議会協議会	
三多摩上下水及び道路建設促進協議会	
全国高速自動車道市議会協議会	
東京河川改修促進連盟	
平成29年度視察受入状況	34
青梅市議会新着図書目録	36
要綱・要領等の制定、改廃の状況	40
制定された要綱・要領	48
吉川英治記念館に関する検討委員会設置要綱	以下18件

議 会 日 誌

< 2月 >

- 1日(木) 午後 2:00 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会 [東京自治会館一阿部議員、主査]
- 1日(木) ~ 2日(金) 総務企画委員会行政視察 [ボートレース住之江、ボートレース浜名湖]
- 2日(金) 午前10:00 埼玉県三芳町議会議員視察 [市役所一通年議会について]
- 5日(月) 午後 1:30 西多摩衛生組合議会定例会・議員全員協議会 [西多摩衛生組合一工藤・山崎議員]
- 午後 2:00 全国高速自動車道市議会協議会定期総会 [都市センターホテル一小山議長、次長]
- 午後 2:00 東京都市監査委員会役員会 [市役所会議室一久保監査委員]
- 6日(火) 午後 1:15 東京都市議会議会報研究会 [立川市役所一調査係長]
- 6日(火) ~ 7日(水) 総合病院建替特別委員会行政視察 [町田市、伊勢市]
- 8日(木) 午後 1:30 熊本県八代市議会議員視察 [市役所一議会運営について、新庁舎における議会棟について]
- 午後 2:00 東京都市議会議員研修会 [府中の森芸術劇場一小山議長、野島副議長、山田・みねざき・田中・藤野・片谷・大勢待・工藤・榎澤・湖城・島崎・天沼・鴨居・山崎・久保・山本・鴻井・結城議員、局長、次長、青柳主任]
- 9日(金) 午前10:00 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
- 午後 3:00 全国市議会議長会社会文教委員会 [都市センターホテル一小山議長、局長]
- 14日(水) 午後 2:00 予算決算委員会理事会行政視察 [町田市]
- 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会定例会 [京王閣競輪場一野島・結城議員]
- 午後 3:00 西多摩地域広域行政圏協議会審議会 [市役所会議室一小山議長、山本議員]
- 15日(木) 午前10:00 議会運営委員会
- 16日(金) 午後 2:00 総合病院建替特別委員会
- 17日(土) 午後 1:00 第52回青梅マラソン大会開会式
- 18日(日) 第52回青梅マラソン大会
- 19日(月) 午前10:00 定例記者会見 [市役所会議室一小山議長、野島副議長、局長]

	午後 3:00	東京都市議会議長会定例総会 [東京自治会館—小山議長、局長]
20日 (火)	午前10:00	平成29年市議会定例会平成30年2月定例議会 本会議 [市長施政方針演説、議案審議]
21日 (水)	午前10:00	青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会 [羽村市水道事務所—田中・榎澤・鴨居議員]
	午後 1:15	東京たま広域資源循環組合議会ブロック代表者会議・定例会 [東京自治会館—久保議員]
	午後 6:30	ポッパルト市マラソンランナー歓迎会 [市役所食堂—小山議長、野島副議長]
22日 (木)	午後 3:00	議会運営委員会
23日 (金)	午後 1:30	東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
26日 (月)	午後 1:30	定期監査講評、例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
27日 (火)	午前 9:30	環境建設委員会
	午前10:00	総務企画委員会
	午前10:00	福祉文教委員会
28日 (水)	午前10:00	福祉文教委員会
	午前10:00	G I 戸田プリムローズ開設61周年記念 [ボートレース戸田—小山議長、野島副議長、局長]
< 3月 >		
1日 (木)	午前10:00	福祉文教委員会
2日 (金)	午前10:00	予算決算委員会
	午前11:10	全員協議会 [< 市長提出事項 > … 1. 市長の海外出張について、 2. 東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想について、 3. 青梅市行財政改革推進プラン (平成30年度～平成34年度) について、4. 平成30年度組織改正に伴う事務室の配置について、5. 吉川英治記念館について、6. 青梅市土地開発公社解散に関する報告について、7. 平成30年度税制改正の主な内容について、8. 国民健康保険税の減額対象となる所得基準等の見直しについて、9. 後期高齢者医療保険料の改定について、10. 昭島市の西多摩衛生組合への加入について、11. 新生涯学習施設 (仮称) 実施設計について < 議長提出事項 > … 1. 東京都十一市競輪事業組合議会議

員の選出について]

- 4日(日) 午前11:40 観梅市民まつり開会式 [神代橋通り観梅市民まつり本部—
小山議長]
- 6日(火) 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 7日(水) 午前10:00 本会議 [一般質問]
- 8日(木) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [一般質問、特別委員会の中間報告について、議案審
議]
- 12日(月) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [委員会議案審査報告、議案審議]
午前10:50 東青梅1丁目地内諸事業用地等特別委員会
- 13日(火) 午前10:00 予算決算委員会
- 14日(水) 午前10:00 予算決算委員会
- 15日(木) 午前10:00 予算決算委員会
- 16日(金) 午前10:00 予算決算委員会
- 19日(月) 午前10:00 タブレット研修 (議員研修会)
- 23日(金) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 本会議 [福祉文教委員会の所管事務調査報告について、委員
会議案審査報告、議案審議、東京都十一市競輪事業組合議
会議員の選挙]
午後 2:45 福祉文教委員会
- 27日(火) 午後 1:30 例月出納検査 [市役所会議室—久保監査委員]
- 28日(水) 午後 1:30 東京都杉並区議会議員視察 [市役所—東京2020オリンピッ
ク・パラリンピック競技大会におけるホストタウンの取組]
- 29日(木) 午後 2:30 東京都十一市競輪事業組合議会臨時会 [東京自治会館—
野島・結城議員]

< 4月 >

- 2日(月) 午前10:00 辞令交付式
- 3日(火) 午前 9:15 議会運営委員会
午前10:00 平成29年市議会定例会平成30年4月臨時議会 本会議 [議案
審議]
午前10:15 総務企画委員会
午後 3:30 予算決算委員会理事会

- 5日(木) 午後 1:50 東京都市監査委員会歳入歳出決算審査〔市役所会議室―久保監査委員〕
- 8日(日) 午前10:00 青梅市消防団任命式
- 10日(火) 午後 2:00 東京都市議会事務局長連絡会議〔東大和市役所―局長〕
- 11日(水) 午後 2:00 埼玉県入間市議会議員視察〔市役所―新庁舎建設について〕
- 13日(金) 午前11:00 関東地区競艇主催地議会協議会事務局長会議〔戸田競艇企業団管理棟―局長〕
- 14日(土) 午前10:00 第59回市民体育大会総合開会式兼第71回都民体育大会青梅市代表選手結団式〔総合体育館―小山議長〕
- 17日(火) 午後 2:30 東京都市議会議長会臨時総会〔東京自治会館―小山議長、局長〕
- 18日(水) 午後 1:30 石川県加賀市議会議員視察〔市役所―欠席又は出席停止議員に対する議員報酬の減額規定について〕
- 20日(金) 午前10:00 東京都市議会議会運営研究会〔三鷹市役所―議事係長〕
午前11:15 東京都市監査委員会役員会・定期総会・記念講演会〔東京自治会館―久保監査委員〕
- 24日(火) 午後 2:00 関東市議会議長会定期総会〔桐生市市民文化会館―小山議長、局長〕
- 26日(木) 午後 1:30 東京河川改修促進連盟理事会〔三鷹市公会堂さんさん館―小山議長、局長〕
午後 1:30 例月出納検査〔市役所会議室―久保監査委員〕



行政視察報告

総務企画委員会

本委員会では、所管事務調査事項である収益事業の今後の展開と売上向上について調査を進めるに当たり、ナイターレースを実施しているボートレース住之江と平成28年3月に外向発売所（ウィンピア）をリニューアルオープンしたボートレース浜名湖の売上向上策やファン獲得の取り組み等を視察することとした。

視察地 ボートレース住之江（大阪府大阪市住之江区泉1-1-71）
ボートレース浜名湖（静岡県湖西市新居町中之郷3727-7）

視察期日 平成30年2月1日（木）～2日（金）

視察事項 収益事業の売上向上について

参加者 （委員長）鴨居 孝泰（副委員長）山内公美子
（委員）山田 敏夫、藤野ひろえ、工藤 浩司、
小山 進、野島 資雄、下田 盛俊
（随 行…遠藤庶務係長）

【ボートレース住之江】

1 ボートレース住之江の概要

ボートレース住之江は、全国24場中4番目に誕生し、大阪市のほぼ中央に位置している。前身だった狭山競走場が経営難や水面として利用していた狭山池の干ばつが要因となり、昭和31年4月10日をもって閉鎖された後を引き継いで開設され、昭和31年6月19日に初開催された。

所在地である大阪市は主催しておらず、大阪府都市競艇企業団（16市で構成する一部事務組合）と箕面市が主催施行者として、別々に開催している。

平成28年度の総売上額は93,186,271,800円で全国24場中第1位であった。

水質は工業用水を利用した淡水で、コース対岸には大型映像装置（テレビサイズに直すと2399型）が設置されており大画面がレースをより一層盛り上げている。

一般観覧席は8,456席、有料席等は780席、南スタンドには身体障がい者席8席が設置されている。

開催日 (平成29年度)	大阪府都市競艇企業団 102日 箕面市 84日
施設所有者	住之江興業株式会社
総敷地面積	(1)敷地面積 116,113.05m ² (2)水面面積 63,400.00m ²

2 ナイターレース開催

平成18年7月8日よりナイター競走（住之江シティーナイター）を開催し、当時は騒音に配慮した減音型モーターが導入された。

冬期については、これまでは日中の開催のみをしていたが、地元との協議調整が整ったため平成28年度からはグランプリや年末年始の競走を除き、通年でナイターの開催が行われている。

平成28年度のナイターレースの総売上額は72,106,286,400円となり対前年比147.8%の増額となった。



(ナイターレース開催日数)

通年開催となったナイターレース

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23～27年	平成28年
49日	72日	83日	82日	100日	120日	167日
7月～10月	6月～10月	5月～10月	5月～10月	5月～11月	4月～11月	通年

3 外向発売所（ポートパーク住之江）について

平成28年4月より1日最大4場発売だったものを8場発売出来るようになった。

設置場所：ボートレース住之江南入場門北側（非独立型）

開設日：平成25年4月16日

発売日数：年間最大360日

発売レース：1日最大 8場 96レース

発売時間：午前10時から午後9時

総売上額：平成28年度 12,756,038,000円（352日発売）対前年比108.9%の増額

利用者数：平成28年度 950,274人（1日平均2,700人）

4 売上向上策及びファン獲得の取り組みについて

- (1) サンテレビ（近畿圏のローカルテレビ）において、毎週日曜日の午前10時45分からの15分番組の制作を行い、選手の紹介やレースの傾向などを放送している。

また、YouTubeを活用して、ネット配信も行っている。

- (2) 主要レースの優勝戦の実況中継をBSイレブンで放映している。

- (3) 女性ファン獲得の取り組みとして、土日祝日にボートレース場に来場された女性（ボートレース女子 通称：ボレジョ）にスイーツをプレゼントしている。

- (4) アクアコンシェルジュ（女性スタッフ）により、初めてボートレース場に訪れたファンに場内案内や舟券購入のアドバイスを行っている。

- (5) 平成28年度には道頓堀川にペアボートを走らせて、SGグランプリレースのPRキャンペーンを実施した。



ボートレース住之江のピットを見学した総務企画委員会のメンバー

【ボートレース浜名湖】

1 ボートレース浜名湖の概要

ボートレース浜名湖は静岡県の西端に位置する湖西市に位置し、全国24場中16番目に誕生した。当初は浜名郡舞阪町弁天島（現：浜松市西区弁天島）に作られ、昭和28年8月7日に初開催された。その後、昭和43年4月に現在の場所に移転した。

施行者は浜名湖競艇企業団（浜松市と湖西市で構成する一部事務組合）であり、平成28年度の総売上額は34,606,591,000円であった。

開催日 (平成29年度)	203日
施設所有者	浜名湖競艇企業団
総敷地面積	(1)敷地面積 388,904.00m ² (2)水面面積 106,324.00m ²

2 売上向上策の推進について

- (1) 本場開催と場外発売を合わせて年間350日以上を営業している。また、場外発売では、デイレース以外にもモーニングレースやナイターレースも発売し、営業日数及び営業時間の拡大に取り組んでいる。

(2) 電話投票の売上向上策として、ホームページのリニューアル及び新聞出稿地区の拡大を図り、電話投票キャンペーンも継続的に実施している。

(3) 他場との競合を避けた開催日程及び進行時間の設定を行っている。

3 損益分岐点の改善について

(1) 平成26年度に減損処理を行い、減価償却費の見直しを実施した。

(2) 人件費削減のため、平成27年度には競技に関わる整備業務を民間へ委託し、平成30年度には施設維持管理及び投票所管理業務について、委託の検討を進めている。

4 施設設備の改善について

(1) 現在、総工費約6億7,000万円をかけて、中央スタンド棟3階ロイヤルルームの改修工事を実施し、よりグレードの高いプレミアムエリアや様々な人数に対応したグループエリアの新設を行っている。(2月17日にリニューアルオープン)

(2) 耐震性の劣る北スタンド棟の解体工事を実施しており、跡地は企業団の新事務所の建設を予定している。

5 外向発売所（ウィンピア）について

平成28年3月30日に、西側駐車場内にあった外向発売所を南側スタンド1階へ移設した。新しいウィンピアでは東海地区初となる1日最大9場108レースを発売している。

設置場所：ボートレース浜名湖南側スタンド1階

開設日：平成28年3月30日リニューアルオープン

発売日数：年間最大360日

発売レース：1日最大 9場 108レース

発売時間：午前7時からナイター終了まで



リニューアルオープンした新ウィンピア



南フランスをイメージした建屋

6 ビックレース獲得のための取り組みについて

(1) 本場開催においては、全国24場平均で年間190日の開催に対して、平成18年度以降(東日本大震災や競技部棟の耐震化工事を行った2年間を除く)200日以上の開催を確保している。

(2) 選手待遇の向上のため、競技部棟の耐震化に合わせて、利便性、快適性の改善を実施した。

(3) ボート・モーターの性能研究のため、ヤマト発動機株式会社に競技部棟及び競技水面の貸し出しを行っている。

7 ファン獲得の取り組みについて

(1) 新規ファンの獲得については、土日祝日を中心にファミリー体験イベントや段ボールボートクラフト体験、砂絵づくり体験等を実施し、特にファミリー層の来場促進施策を重点的に実施している。

(2) 既存ファン向けのサービスとしては、舟券購入のキャッシュレスカードの入会及び利用を推進し、購入の利便性を高めるとともに、キャッシュレス会員限定の抽選会や購入ポイントでの限定グッズの交換等を実施している。

8 その他の取り組みについて

(1) 専用場外発売所は3カ所あるが、民間施設会社へ運営を委託している。

職員についてはボートレースチケットショップ玉川及び岩間に3名ずつ派遣しており、施設会社と連携をとりながらフォローできることは行い、売上向上に努めている。

(2) 飲食関係については、モスバーガー以外は有限会社浜名湖食堂が運営している。

また、ファンからの要望を受けて新メニューの開発の検討や新年度にコンビニエンスストア（デイリーヤマザキ）の設置を予定している。



説明を受ける総務企画委員会のメンバー

(ボートレース浜名湖)

【視察を終えて】

ボートレース住之江は近畿圏で唯一ナイトレースを行っており、大阪中心部からのアクセスもよく、平成28年度の売上は全国24場中第1位を誇る人気のボートレース場である。全国どの場でも共通しているが、この住之江においても本場の入場者が減少し電話投票の売上が伸びているとのことであった。平成28年度からはナイトレースの通年開催を行っており、祝日や仕事帰りにビールを飲みながら観戦できるスポットとして人気を集めている。

また、女性ファン獲得の取り組みに非常に力を入れており、既存のファンサービスに加え、新しいファン獲得の様々な取り組みは、ボートレース多摩川においても参考となった。

ボートレース浜名湖は一目見るとショッピングモールと思うようなたたずまいで、ロイヤルルームのリニューアル工事や北スタンドの解体等の施設改善が実施されている最中であった。また、外向発売所を場内に移設するなど効率的な運営が行われており、施設改善がスピード感を持って実施できることの要因としては施設を自前で持っているという強みであった。ボートレース多摩川においてもボートレースファンが気持ちよく訪れることが出来る施設整備の改善や効率化についての参考とすべき点はあった。

ボートレース業界全体の売上は、長期に渡り減少傾向が続いていたが、業界一丸となった取り組みの成果により、平成28年度は前年度比6.6%増の1兆1,111億となり順調な伸びを示している。

各自治体とも歳入の根幹をなす市税収入の増収が見込めない中、青梅市においては競艇事業を施行していることの強みを生かし、売上向上策に力を入れることにより、多くの繰出金を一般会計に繰出し、市の財政に大きく貢献できるよう、当委員会としても引き続き調査研究を行い応援していきたい。

(総務企画委員長 鴨居 孝泰)

総合病院建替特別委員会

総合病院建替特別委員会では、総合病院事務局から前身の建替検討特別委員会の経過等の説明を聴取し審査を重ねてきた。また、新病院基本設計業務委託が株式会社内藤建築事務所に決まったことから、内藤建築事務所が設計した町田市民病院、及び現地建て替えを実施した市立伊勢総合病院を視察することとした。

視 察 地 町田市民病院、市立伊勢総合病院

視察期日 平成30年2月6日（火）～7日（水）

視察事項 公立病院の建て替えについて

参 加 者 （委員長）山本 佳昭

（委 員）阿部 悦博、みねざき拓実、大勢待利明

島崎 実、野島 資雄、下田 盛俊

（随 行…内田主査）

【町田市民病院】

1 建て替えの理由及び経緯について

建て替えの理由は、施設・設備の老朽化、狭隘化により市民の医療ニーズに対応できないためである。

経緯については、平成5年11月に町田市民病院基本計画策定検討委員会を設置し、平成6年11月に町田市民病院基本計画を策定した。主に、必要医療の確保、急性期疾患を対象とする二次医療の整備、高次医療の充実、重点医療（新生物、循環器、脳外）の設定、救急医療への積極的役割、高齢者・障害者医療への対応を重点項目とした。

平成7年11月に第1期工事（東棟）基本設計完了、平成9年3月に第1期工事（東棟）実施設計完了、平成11年10月に第1期工事（東棟）竣工、平成12年4月に新病棟（東棟）がオープンした。

平成12年9月から13年5月、増築のための用地購入をした。

平成14年8月に第2・3期増改築工事基本設計完了、平成16年10月に第2・3期増改築工事实施設計完了、平成20年1月に第2・3期増改築工事竣工、同年5月に新病院（南棟）がオープンした。また、平成22年10月に立体駐車場がオープンした。

2 工期の予定及び業者選定方法について

第1期工事の工期は、平成9年3月から平成11年10月であり、市の指名業者選定委員会に付議し、条件付指名競争入札で行った。

第2・3期工事の工期は、平成17年3月から平成20年1月、第4期工事の工期は平成22年3月から9月で、双方とも条件付一般競争入札で行った。

3 工事費の概要について

事業費

(千円)

	第1期工事	第2・3期工事	第4期駐車場棟
基本設計委託費	43,260	34,650	
実施設計委託費	175,255	139,650	
建築工事費	8,254,922	9,016,960	520,431
建築工事	4,161,665	4,994,924	491,998
機械設備工事	2,969,988	2,760,324	8,221
電気工事	1,123,269	1,261,712	20,212
切り回し工事等	70,861		
工事監理委託費	97,650	132,300	25,000
用地購入費	1,307,087		
物件移転補償費	167,893		
事務費	671,376	121,890	
医療機器等購入費	2,829,769	2,234,943	
計	13,618,073	11,680,393	545,431

財源

(千円)

	第1期工事	第2・3期工事	第4期駐車場棟
国・都補助金	70,890		
企業債	11,583,000	10,240,500	180,100
一般会計負担金	1,045,689		
自己財源	918,494	1,439,893	365,331

総計

(千円)

総事業費	財源			
	国・都補助金	企業債	一般会計負担金	自己財源
25,843,897	70,890	22,003,600	1,045,689	2,723,718

【㎡当たりの建築単価等】

第1期工事(東棟、エネ棟) 462,039円/㎡(建・電・機の工事費のみ)

第2・3期工事(南棟) 363,396円/㎡(建・電・機の工事費のみ)

第4期工事(駐車場棟) 102,882円/㎡(建・電・機の工事費のみ)

4 建築費の削減の取り組みについて

- (1) バリューエンジニアリング、バリューフォアマネー、VE提案などは特に行っておらず、他病院の事例を基にコスト比較した。
- (2) 第1期工事では放射線科、救急外来、オペ室、エネルギーセンター棟などコストのかかる工事が多かったため、単価としては高くなっている。
- (3) 第2・3期工事では第1期工事の実績をもとに、さらなるコスト削減目指し

目標単価341,000円／㎡とした。(設計時単価353,147円／㎡)

(4) 第2・3期工事着工後も設計を見直し、コスト削減を図った。

(5) 地下部分の面積圧縮・立体駐車場の再設計(オーダーメイドから既製品への転換など)を行った。

5 建て替えに当たっての行政側(建設部)の関わり方について

設計内容の確認、工事費積算、工事設計書作成などの発注支援、契約後の工事監督員をした。

6 建て替えに当たっての議会との連携について

常任委員会へ行政報告を行った。

平成8年3月19日【環境企業常任委員会】第1期工事基本設計の概要について

平成9年6月17日【環境企業常任委員会】病院建設について

平成11年6月17日【環境企業常任委員会】市民病院第1期工事の進捗状況

市民病院第2期工事以降の工事計画・
既存病棟の改修工事計画

平成12年2月10日【環境企業常任委員会閉会中審査】町田市民病院新病棟について

平成14年9月18日【保健福祉常任委員会】町田市民病院基本設計概要書(第2・
3期工事)について

平成15年5月15日【保健福祉常任委員会閉会中審査】町田市民病院第2・3期増
改築工事基本設計の変更について

平成15年6月20日【保健福祉常任委員会】町田市民病院第2・3期増改築事業に
係る企業債償還計画について

平成15年12月17日【保健福祉常任委員会】町田市民病院第2・3期増改築工事实
施設計経過報告について

平成16年6月18日【保健福祉常任委員会】町田市民病院第2・3期増改築工事に
ついて

平成16年9月15日【保健福祉常任委員会】町田市民病院増改築工事について

平成17年3月29日【保健福祉常任委員会】町田市民病院第2・3期増改築工事請
負契約について

平成19年6月21日【保健福祉常任委員会】町田市民病院第2・3期増改築工事の
進捗状況について

平成22年3月18日【保健福祉常任委員会】市民病院駐車場整備及び外交整備工事
について

平成22年9月13日【保健福祉常任委員会】町田市民病院立体駐車場の運用開始に
ついて

7 工事期間中の診療体制について

原則として、診療体制は維持しながら、段階的な建て替え工事を行った。

8 整備手法の検討及びその結果と課題について

(1) 平成6年11月の町田市民病院基本計画策定時に整備手法は検討した。

(2) 用地買収と並行しての段階的建て替えだったので用地確保の進捗状況によりスケジュールが左右された。この間の医療環境の変化により基本計画の見直しが必要になった。

9 建て替え計画に関する市民意見の集約、市民への説明と周知について

(1) 市長の諮問機関である「町田市保健医療計画協議会」報告書・答申に基づき計画策定した。

(2) 計画策定に当たっては、パブリックコメントなどの市民の意見聴取は特に行っていない。

10 新病院の進むべき方針、経営の見通し等について

中期経営計画（2017年度から2021年度）による市民病院の果たすべき役割は、
1、地域医療構想を踏まえた果たすべき役割として、市内で唯一 I C U、N I C Uのある病院として急性期医療を提供する。2、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割として、南多摩医療圏 2カ所目の地域医療支援病院の承認を目指す。3、公立病院の再編・ネットワークを強化することで中核病院としての役割を果たす。4、経営形態を見直しし、当面の間、現体制で経営改善を推進する。



町田市民病院の緩和ケア病棟の視察の様子

【市立伊勢総合病院】

1 建て替えの理由及び経緯について

平成10年に実施した耐震診断で、「耐震性に疑問のある建物」との結果が出たため、耐震補強計画を進めたものの、補強工事は200箇所を超える補強が必要であった。現病院は各所に老朽化が目立ち、設備機器の更新も含め、病院を運営しながら騒音や振動等の影響なしに耐震補強工事を実施することは、現実的に困難との判断により建て替えすることとなった。

《建設工事着工への主な経緯》

- 平成25年 3月 新市立伊勢総合病院建設基本計画策定
- 平成26年 6月 設計業者の選定（プロポーザル方式）
- 平成27年 8月 基本設計完成
- 平成27年10月 施行予定者の公募（E C I方式）
- 平成28年 2月 設計事務所及び施行予定者と協定を締結
- 平成28年 8月 実施設計完成
- 平成28年10月 清水建設 J Vと建設工事契約締結、着工

2 工期の予定及び業者選定方法について

工期は設計に22カ月、建設工事に24カ月とし、業者選定はE C I方式——設計段階から工事業者が技術協力を通じて、施工性等を検討し、それを設計に反映して工事期間短縮等を図る手法とした。採用理由は、新病院の建設においては、コスト削減、工期の短縮に加え、品質確保の視点も重要であると考え、実施設計業務は施工業者と設計事務所が共同して行う方式を選択した。施工業者の選定は市内事業者との共同企業体を結成することを条件とした。

E C I方式のメリット

- (1) 実施設計段階から実施設計協力事業者（施行予定者）が関与するため、施工上の課題を設計に反映することで、工事費のリスク軽減及び工期の短縮が可能となる。
- (2) 施工予定者は、実施設計期間中に配置技術者や下請業者を先行して確保できるため、準備期間が短縮でき、工期の短縮が可能となる。
- (3) 施工予定者をあらかじめ選定するため、入札不調のリスクの軽減と入札期間の短縮が可能となる。

3 工事費の概要について

建設事業総額は、189億2,000万円（E S事業別途）。

資金調達は、社会資本整備交付金事業による国庫補助金を約10億円、残りを主に起債とし、起債額全体の75%が病院事業債、25%が合併特例事業債であり、合

併特例事業債は一般会計が起債し病院事業へ出資する。

借入金の総額は176億7,000万円で、病院事業債が132億5,000万円、合併特例事業債が44億2,000万円であり、借入先は財務省である。

建築単価については、病院棟工事費119億6,031万8,520円（消費税込）、床面積2万5,288㎡のため、47.3万円／㎡である。

4 建築費の削減の取り組みについて

施工予定者からのV E提案を積極的に採用することにより、削減を図り、総額で14億4,000万円の削減となった。

5 建て替えに当たっての行政側（建設部）の関わり方について

新病院建設基本計画策定時は、市長部局の福祉部門及び建設部の技術職を含めた体制としていた。設計者選定時から、建築技術職員1名が病院に出向し、昨年度まで病院職員として常駐していた。今年度からは、市長部局の技術職員は、工事監督員1名と病院建設担当として、昨年度まで常駐していた者1名が建設に携わっている。

6 建て替えに当たっての議会との連携について

市の重要施策の一つと捉え、教育民生委員会において、継続審査案件と位置付けられた。当初行われた委員会は、新病院の建設地の選定に関する事項の審査で、これには多くの時間を費やすこととなった。建設基本計画策定後は、設計や工事の発注方式の検討、また、基本設計、実施設計の進捗に合わせて事業費やスケジュール等の経過報告を行った。

7 工事期間中の診療体制について

工事期間中は、着工前と同じ診療体制で運営し、新病院開院前の引っ越しについては、外来診療を行わない期間を設ける予定である。

8 整備手法の検討及びその結果と課題について

基本設計の発注前に、設計・工事の発注方式の検討を行った。建設会社設計協力（ECI）方式が、品質確保・コストダウン・工期短縮にメリットがあるとして採用した。

課題としては、この時期、建設費の高騰の煽りを受けて、全国的に建設工事の入札不調が相次いだ。ECI方式により早期に施行者との契約を担保できたことはよかったが、選考プロポーザルにおいて参加者から出された見積金額が、全社が契約目標金額を大きく上回るものであった。このことから、当初の予算額を上積みせざるを得ない事態となった。

9 建て替え計画に関する市民意見の集約、市民への説明と周知について

新病院建設基本計画策定に当たり、検討の早い段階で市民アンケートを実施し

た。計画（案）について、市内4箇所です市民説明会を実施し、同時期にパブリックコメントを1カ月間実施した。ほかには、市のホームページや市役所・支所等に「市民の声」として意見を出せる投函箱を設置し、病院内には御意見箱を設置して、市民や来院者から気楽に意見をいただけるようにしている。

10 新病院の進むべき方針、経営の見通し等について

新病院建設を進めていくに当たり、医療機器整備費の増額により、新病院開院の平成30年度から6年間は、基準外繰入金の支援がないと資金不足となる見込みである。このため、毎年度資金不足になる部分については、基準外繰入金を見込むことで不良債権が発生しないよう、一般会計と協議し、調整済みである。新病院開院7年目以降は、基準内繰入金のみで、内部留保資金が徐々にふえ、累積欠損額も減少していく見込みである。ただし、医師の確保や患者数を計画どおりに実現させることが大前提となる。



市立伊勢総合病院にて視察を行う特別委員会委員

【視察を終えて】

町田市民病院の視察で、青梅市でも気を付けるべき点は、さらに細かく計画を進め、パブリックコメントも含み意見を取り入れていく段階で、特定の意見や考えが反映し過ぎないか、または普遍的でどの時代にも適合する意見やアイデアを反映した建物なのかをしっかりと見定めて、俯瞰的な意見も十分に取り入れて、石橋を何回でもたたきたくべきではないかというようなことも聞いて、私もそうだと感じた。また、予想外のことが起きないように慎重に進めるべきであり、民間からの資金調達という方法があるということが参考になった。町田は病院の中に床屋があり、過去から障害者団体と連携しているという、そういう福祉関係との連携も可能であれば模索していく必要があると感じた。

市立伊勢総合病院においては、開院まで1年を切った段階での視察ということもあり、工事中で生の建設現場、建設に関わる施行業者さんに話を聞いたことはとても有意義であったと思う。市局側の話として、院長を初めとする病院側、そして設計側と施工側との密なコミュニケーションがないと、多くの決め事だけではなく、全ての面において対応等が後手後手になりやすいと指摘されていた。市の担当職員も多いほうがよいというアドバイスが印象的だった。

E C I方式のメリットとしては実施設計にも施工業者が入り、その特許を使えて安くできるが、デメリットとしては設計業者と施工業者の調整が非常に難しいということが分かった。

現地建て替えで一番恐れているのは騒音とほこりで、伊勢市は現地建て替えを計画したが、そこがクリアできないので、隣地を買収して、隣に建て終わった後に壊すこととした。

今回の視察によって明らかとなったこれらの取り組みが、今後の当委員会における議論の重要な論点の一つとして、非常に参考となっていくものと考えている。

(総合病院建替特別委員長 山本 佳昭)

予算決算委員会理事会

本理事会では、所管事務調査事項である財政健全化に向けてについて、公会計情報の有効活用に関する先進自治体を視察し研究する必要があると判断し、新公会計制度を導入し、課別、事業別行政評価シートによる事業マネジメントを行っている東京都町田市を視察することとした。

視 察 地 東京都町田市

視察期日 平成30年2月14日（水）

視察事項 財政健全化に向けた公会計情報の有効活用について

参 加 者 （会 長）工藤 浩司（副会長）湖城 宣子
（理 事）田中 瑞穂、大勢待利明、島崎 実、
天沼 明、鴨居 孝泰、鴻井 伸二
（随 行…増田次長、榎戸議事係長）

◎財政健全化に向けて

町田市議会殿村健一副議長、財務部財政課長から御挨拶をいただいたあと、財政課の担当係長から町田市の新公会計制度について、パワーポイントのスライドや配付資料をもとに説明を受けた。



殿村副議長から御挨拶を頂く予算決算委員会理事会理事

1 町田市の新公会計制度について

(1) 導入の経過と目的

町田市は、2012年度から新公会計制度を導入してきた。

従来の単式簿記では現金収入と現金支出の結果を示すためのものとなっていたため、予算の獲得と使い切りに主眼が置かれること、財政状態や経営成績を示すツールがなく事業の有効な評価が行えないこと、また従来の財務諸表は決算統計をもとに作成していた会計全体の財務諸表であったため、十分に活用されていないという課題があった。

このようなことから、2008年、市長の政策的判断により、マネジメントを強化し、民間で使われている会計言語を使うことで市民への説明責任を果たすとして導入の方針決定が行われた。その後、同年11月には副市長を委員長とし庁内の関係部署で構成した検討委員会を立ち上げ、公認会計士と東京都新公会計担当職員がアドバイザーとして参加する組織が出来上がった。2010年3月には東京都方式をベースとした日々仕訳方式の導入、2011年3月には例規整備等の具体的な制度設計を完了させ、同年12月には予算体系を一課一目に組替え、翌2012年4月に全国で初めて、複式簿記・発生主義の新公会計制度が導入された。そして2013年8月には2012年度決算の事業別財務諸表を作成し、決算の参考資料として議会に提出するに至った。

また、導入の目的としては、1、新公会計制度で明らかになった事業の成果とコストを、個別の組織や事業におけるマネジメントに活用する。この取り組みを通じて、職員の意識改革を図る。2、企業会計と同様に事業のフルコストを見える化することで、市民に対する説明責任を果たす。以上の2つであった。

(2) 財務諸表の特徴

行政評価シートの作成に際し、その対象は、予算科目とマネジメントの課が一対一に対応する「一課一目」としている。また、課の中で特に財務上分析するものに関しては「事業別」の行政評価シートも作成している。この作成スケジュールとしては、年度初めの4月から次年度の出納整理期間まで日々仕訳を実施し、出納整理期間中に課ごととされている人件費等配賦を実施、そして4月末から8月上旬までに行政評価シートを作成し、8月に公表、9月の市議会の決算審査にて使用されている。

行政評価シートの様式の特徴としては、「前年度の課題」の記載があることである。前年度の課題があつて当年度の成果があるとし、前年度の課題から当年度の取り組み、最後に翌年度に向けた総括に結び付ける様式であり、PDCAサイクルを意識して作成されている。

行政評価シートの項目の特徴としては、大きく次の4つに分けられる。1つ目として事業の成果。これは、費用対効果を分析するためである。使ったお金に対してどのくらいの成果があったのかを対比して見ることにより、効果的に使えたのかを検証できるようにしている。また、実績だけを載せるのではなく、今後の成果を検証できるように、目標値と達成時期も掲載している。これらから事業の成果を明確にすることで、行政コストや資産と事業の成果の関係を分析できるものとなっている。2つ目として単位あたりコスト分析。これは、課別行政評価シートにはなく事業別行政評価シートのみの項目であり、単位あたりコストを計算することによりコストの規模を把握しやすくできる。さらには他の自治体の指標や民間企業との比較に発展することもできるものとなっている。また、事業の経年変化も確認することができるものである。3つ目として事業に関わる人員。これは、職員の種類ごとに年度間の推移を記すことにより、従事員の変化により効率的に事業が執行されているかを把握できる。さらには成果に見合った人員なのか、委託化の必要の検討等の検証もできるものとなっている。4つ目として成果及び財務の分析。これは、「事業の成果」と財務情報を交えて費用対効果を分析する。この分析から、組織の使命や事業の目的の達成に繋がる課題を設定する。そして重要なことは、課題は次年度に検証するために、できるだけ数値で成果目標を設定する。以上のような特徴があげられた。

次に、セグメントの設定として、町田市では基本的なセグメントは課の単位とされている。すべての課は一課一目とされ、課別の行政評価シートを作成するが、それ以外にも課内の特定事業についてはセグメントを設定して行政評価シートを作っている。また、セグメントは定期的な見直しを行っている。

(3) 説明責任を果たすための活用

説明責任を果たすための活用としては、大きく次の3つがあげられた。1、ダイジェスト版冊子の活用。2、広報誌での決算情報の開示。3、市民参加型事業評価での活用。このうち、ダイジェスト版では、かかるコストや実施に伴う財源などが、分かりやすく見やすくまとめられていた。

(4) マネジメントのための活用

行政評価シートを使うことで、財務情報と、組織の使命や事業の成果などの非財務情報を交えて分析することができる。これにより、事業の成果と行政コストの対比、事業に関わる人員と人件費、成果の関係、事業の成果と資産の状況、前年度の課題と当年度の取り組み結果、成果と財務情報との分析による事業の検証と課題設定などが見えてくるとの説明があった。

また、行政評価シートを活用することで、P D C Aサイクルに沿った予算編成の実施が可能になったこと、議会での決算審査において主要な施策の成果を説明する書類になること、自治体間比較による分析の充実ができることなどの説明があった。



多くの資料に基づく丁寧な説明を受ける予算決算委員会理事会理事

2 質疑

続いて質疑応答となり、主なものとして以下のような質問に対し、財政課、会計課それぞれの担当から回答を受けた。

Q 経費はどのくらいかかるのか伺う。

A 通常かかっているものとしては、庁内職員研修の講師謝礼である。金額は内容や講師により10万円程度から、公認会計士のサポートでは100万円程度である。

Q 職員の負担はどのくらいか、何人の体制か伺う。

A 財政課の担当は3名、会計課は主に2名である。各課の職員にもある程度の負担はあるかもしれない。月次計算整理には多少の負担感があるようである。

Q 予算に反映させている方法について伺う。

A 行政評価シートにおいては成果指標を設定しているので、予算編成作業では、予算要求の内容が成果指標の向上に資するものかどうか検討するようにしている。

Q 公会計導入前後での予算決算委員会における質問内容の変化について伺う。

A 9月の決算審査で使われる。導入前は予算が適正に執行されたのかに着目され、不用額が生じた理由や予算計上の正しさ、見積もりなどについてが中心と

なっていた。しかし、導入後は、主要な施策の成果に関する説明書となっているので、より成果に絡めた質問になってきている。

Q 課別、事業別行政評価シートのアウプット情報の決定について伺う。

A 成果指標を組織の使命を実現するにあたり、組織として意識している指標を設定している。基本的には5カ年計画、事業計画、課の仕事目標等をもとにアウプット情報を掲載している。メインは町田市5カ年計画の指標としている。

Q 会計情報を処理するための情報システムの導入、構築、整備について伺う。

A 基本的には改良で対応している。町田市では2012年度から導入しているが、新たなシステムを入れるのではなく、既存のシステムを改造した。改造に要した費用は約1億円である。公有財産システムでは、2012年度までに固定資産台帳の整備等の財産システムの改造費用が約1千万円であった。ランニングコストとしては、財産システム借り上げ料は毎年約3,700万円程度である。

Q 簿記知識等会計に関する議員、職員研修の実施について伺う。

A 議員向けには、最初に決算書としてできた2013年8月に約30分程度の研修を実施した。これは事業別財務諸表の作成目的や内容についての説明であった。翌年も同様に実施した。2015年以降は実施していない。職員向けには、2017年度実績では、6月に新規採用職員研修で約1時間程度、7月には複式簿記の基礎として簿記3級程度の研修、管理職向けのグループワークで財務諸表を發表し合う研修、8月には財務指標の読み方研修などをそれぞれ1日で実施した。

Q 仕分け業務に伴う現場への負担感について伺う。

A 勘定科目やセグメント等の選択候補は極力絞り、システムでの作業の負担軽減を図っている。

Q 決算委員会に向けての準備に伴う事務的負担の増加について伺う。

A 導入以前は答弁用として庶務担当がかなりの資料を作成することもあったが、導入後は行政評価シートがメインとなり情報がまとめられているので、手持ち資料作成の負担が軽減された。

Q 資産の把握と公共施設の配置の現状について伺う。

A 町田市では、資産の所管は管財課となる。町田市の特徴として、公有財産の基礎情報について及び固定資産情報、減価償却情報、対応年数情報を一体として管理している。各課では土地や建物を取得した際にシステム入力の上、管財課に報告書を提出し、入力内容のチェックを受けるという手順となっている。また特徴として、年度末に財務諸表上の貸借対照表上の残高と固定資産台帳、公有財産台帳等の残高との付け合せ、資産照合を行っている。

公共施設の配置の現状については、2016年3月に公表した町田市公共施設等管理計画に配置図を掲載している。この作成にあたり、固定資産台帳の住所情報が役に立った。



活発な質疑を行う予算決算委員会理事会理事

【視察を終えて】

大変先進的な取り組みをされている町田市を視察して、行政評価シートの重要性、またそれを活用した決算審査の実施、市民への情報公開などについて学ぶ機会となり、とても有意義なものとなった。

視察を終えて各理事からは、「非常に優れた手法に感銘を受け、ぜひ、青梅市でもやるべきと感じた」、「課もしくは事業ごとに目的、予算化の理由、目標、課題を全て洗い出した上で決算委員会の資料としているのは非常に秀逸であると感じた」、「PDCAサイクルによる行政効果の検証がきちんとできていて、極めて優れていると感じた」、「家計簿のような単式簿記から複式簿記とし、貸借対照、バランスシートで内容を明確に把握して財政健全化に向けて説明責任を果たす効果があると感じた」、「ダイジェスト版を使い、市民の皆様に対して税金の使われ方を開示するなど、情報の公開にも工夫があると感じた」、「青梅市の公会計も、日々仕訳を行い課別とする整理も終わるなど町田市とやり方は同じで、あとはどこからオープンしていくかと感じた」、「行政評価シートにより本当に効率的に事業が執行されているのか確認でき、特に人員について、事業に見合った人員であるかという評価ができることは素晴らしいと感じた」といった感想が聞かれた。

本理事会では、今後も特徴的、先進的あるいは本市と同様に実施に向けた取り組み中の自治体などから知識の習得や情報収集などを行いさらに見聞を広め、行政側と一緒に青梅市版のよいものを作っていけるよう、引き続き調査していきたい。

(予算決算委員会理事会長 工藤 浩司)

議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会

2月6日（火） 議会報研究会

* 講義

講師 吉村 潔 氏（エディター、広報アナリスト）

テーマ 「議会広報の最前線」

2月8日（木） 議員研修会

* 演題 「これからの観光振興と商店街の活性化」

～各地の成功・失敗事例から多摩地域が学ぶこと～

講師 藻谷 浩介 氏

株式会社日本総合研究所 主席研究員

株式会社日本政策投資銀行地域企画部 特任顧問

特定非営利活動法人C o m P u s 地域経営支援ネットワーク 理事長

2月19日（月） 定例総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下11件

* 協議事項（原案どおり決定）

1 関東市議会議長会第84回定期総会で審議する都県提出議案について

2 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

* その他

4月10日（火） 事務局長連絡会議

* 案件（了承）

1 各市提出議案について

2 平成29年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

3 東京都市議会議長会理事会及び臨時総会の運営について

* 連絡事項

- 1 平成30年度東京都市議会議長会関係役員について
- 2 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿について
- 3 平成29年度東京都市議会議長会関係役員について

* その他

4月17日（火） 臨時総会

* 報告事項（了承）

会務報告 以下7件

* 協議事項（原案どおり認定）

平成29年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について

歳入 予算額 1293万9000円 決算額 1529万6126円

歳出 予算額 1293万9000円 決算額 598万6258円

差引残額 930万9868円（翌年度へ繰り越し）

* その他

参考資料について

- (1) 平成30年度東京都市議会議長会関係役員
- (2) 平成30年度東京都市議会議長会事業計画
- (3) 平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出予算
- (4) 東京都市議会議長会会員及び副議長・事務局長名簿
- (5) 平成30年度東京都市議会議長会事業日程
- (6) 平成29年度東京都市議会議長会関係役員
- (7) 東京都市議会議長会会則・諸規程
- (8) 平成30年度関東市議会議長会会議等開催予定表

4月20日（金） 議会運営研究会

* 平成29年度東京都市議会議会運営研究会実績報告について

* 平成30年度東京都市議会議会運営研究会予算（案）及び事業計画（案）について

* 事例研究

- 1 研究課題
- 2 情報交換

* 研究結果発表

* 事務連絡

関東市議会議長会

4月24日（火） 定期総会

* 会務報告等（了承）

会務報告 以下3件

* 諸報告（全国市議会議長会）（了承）

* 議案審議

[会長提出議案]

1 平成29年度関東市議会議長会歳入歳出決算（原案どおり認定）

歳入 予算額 1893万8754円 決算額 2497万2438円

歳出 予算額 1893万8754円 決算額 1326万2000円

差引残額 1171万438円（翌年度へ繰り越し）

2 平成30年度関東市議会議長会歳入歳出予算（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに2485万1438円

[都県提出議案]（原案どおり決定）

1 「教員の働き方改革」を求める要望（東京都市議会議長会提出）

2 国民健康保険広域化に伴う財政支援の拡充について（千葉県市議会議長会提出）

3 首都圏中央連絡自動車道の早期4車線化について（栃木県市議会議長会提出）

4 農業振興地域内農用地の規制緩和による農地の有効活用（千葉県市議会議長会提出）

* 役員改選

会長 調布市議会議長

副会長 水戸市議会議長 以下3名

支部長 町田市議会議長 以下8名

理事 武蔵野市議会議長 以下34名

監事 久喜市議会議長 以下2名

* 相談役委嘱

桐生市議会議長 以下9名

* 次期総会開催市決定

調布市

* 全国市議会議長会の役員・委員等について

全国市議会議長会

2月9日（金） 社会文教委員会

* 講師説明

1 「平成30年度厚生労働省予算案の概要について」

厚生労働省大臣官房会計課会計管理者 富田 望 氏

2 「平成30年度文部科学省予算案の概要について」

文部科学省大臣官房会計課副長 助川 隆 氏

* 事務報告

* 協議

1 平成29年度要望結果の概要について

2 次年度委員会への申し送り事項（案）について

3 今後の運営について

4 その他



各種協議会等の動き

関東地区競艇主催地議会協議会

4月13日（金） 事務局長会議

* 報告事項（了承）

会務報告について 以下2件

* 協議事項（了承）

平成30年度関東地区競艇主催地議会協議会歳入歳出予算（案）について

* その他

- 1 役員会及び研修視察決算報告について
- 2 平成29年度運営及び行事予定（案）について
- 3 その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会

2月1日（木） 第1委員会

* 現況報告

「東京都水道事業の取組について」

東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部経営改善課長 田代 則史 氏

* 会務報告（了承）

* 議題（原案どおり決定）

- 1 平成29年度第1委員会報告書（案）について
- 2 平成30年度第1委員会運動方針（案）について
- 3 平成30年度第1委員会の役員について

全国高速自動車道市議会協議会

2月5日（月） 定期総会

* 講演

「高速道路を取り巻く最近の情勢について」

国土交通省道路局長 石川 雄一 氏

* 新規加盟市紹介

仙北市、ひたちなか市、富津市

* 事務報告（了承）

* 協議

1 平成28年度会計決算について（原案どおり認定）

歳 入 予算額 729万1000円 決算額 782万7300円

歳 出 予算額 729万1000円 決算額 667万8073円

差引残額 114万9227円（翌年度へ繰り越し）

2 平成30年度活動方針（案）について（原案どおり決定）

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤である。また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の供用率は8割を超えたものの、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されていない状況にあり、その早期整備に向けた必要財源の確保、施策の充実強化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められている。同時に、既存の高速道路の更なる機能向上と効果的・効率的活用の推進が課題となっている。

また、災害や高速道路上での重大事故への対応として、防災・安全対策等の推進が急務となっている。

よって、下記の活動目標及び活動方法により、その実現を図ることとする。

記

1 活動目標

- (1) 高規格幹線道路網 14,000 キロメートルの早期整備
- (2) 高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の推進
- (3) ミッシングリンク解消及び暫定2車線区間の4車線化の早期実現

- (4) インターチェンジ及びスマートインターチェンジの一層の整備促進
- (5) 重大事故を防止する安全対策及び高速道路を利用した防災対策の推進

2 活動方法

活動目標達成のため、高速道路建設・整備促進等に関する要望・決議を適宜とりまとめ、全国高速道路建設協議会（会長：尾崎正直・高知県知事）など関係団体との連携のもと、政府、国会、各政党及び関係国会議員等に対し強力に要望活動を展開する。

3 平成30年度会議・要望活動日程（案）について（原案どおり決定）

4 平成30年度予算（案）について（原案どおり決定）

歳入、歳出ともに 764万 100円

* 役員改選・相談役委嘱

* 決議（原案どおり決定）

高規格幹線道路等により形成される高速道路ネットワークは、流通や観光等による経済効果をもたらすほか、地域間交流を活性化させるなど、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するとともに、地方創生を支える重要な社会基盤である。また、救急患者の搬送時間の短縮等により、広域救急医療を支えるほか、震災などの災害発生時には、救援、復旧活動のための緊急輸送路として使用されるなど、「命の道」としての役割を果たしている。

しかしながら、高規格幹線道路の供用率は8割を超えたものの、連続したネットワークが形成されていないため、効果が最大限に発揮されていない状況にあり、その早期整備に向けた必要財源の確保、施策の充実強化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の早急な整備などが求められている。同時に、既存の高速道路の更なる機能向上と効果的・効率的活用の推進が課題となっている。

また、災害や高速道路上での重大事故への対応として、防災・安全対策等の推進が急務となっている。

よって、本協議会の総意をもって、特に次の事項について強く要望する。

記

- 一 高規格幹線道路網一万四千キロメートルの早期整備に向けた明確な方向性を示すとともに、財源確保に万全を期すこと。
- 一 既存の高速道路ネットワークの更なる機能向上と最適利用の推進を図ること。
- 一 ミッシングリンク解消及び暫定二車線区間の四車線化の早期実現を図ること。
- 一 インターチェンジ及びスマートインターチェンジの一層の整備促進を図るとともに、サービスエリア及びパーキングエリアの整備、防災拠点化を図ること。
- 一 トンネル・橋梁などの老朽化するインフラの適時適切な維持管理・更新が実施

されるよう、十分な財源を確保すること。

- 一 高速道路跨道橋の適切な維持管理が可能となるよう、早急な対策を講じるとともに、災害時の緊急輸送道路の機能確保のため、高速道路の耐震強化を図ること。
- 一 高速ツアーバス事故や逆走事故等を防止する万全の対策を講じるとともに、緊急時における迅速な対応のため、救急車退出路及び緊急進入路の整備推進並びに関係機関との連携体制の強化を図ること。

右、決議する。

東京河川改修促進連盟

4月26日（木） 理事会

* 議事（了承）

- 1 平成29年度事業報告（認定第1号）
- 2 平成29年度歳入歳出決算（認定第2号）
- 3 会計監査報告 会計監事
- 4 平成30年度事業計画（案）（議案第1号）
- 5 平成30年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）
- 6 平成30年度分担金（案）（議案第3号）
- 7 第56回総会及び促進大会（案）（議案第4号）
- 8 役員改選（案）（議案第5号）
- 9 連盟規約改正（案）（議案第6号）

* 河川事業説明

東京都建設局河川部

* 下水道事業説明

東京都下水道局計画調整部

平成 2 9 年度視察受入状況

	受入日	来訪自治体	人員	視察内容・場所
1	5月18日	兵庫県高砂市	2	議場、委員会室等の設備関係などハード面の運用について
2	5月29日	東京都羽村市	1	護美拾い合戦の概要について
3	7月6日	秋田県能代市	11	公共施設再編計画策定「ぷらっとカフェ」の取組み、総合長期計画「施策連動型のしくみ」の取組み等
4	7月10日	和歌山県上富田町	3	輪紋ウイルスについて
5	7月12日	山形県酒田市	10	障がい者の社会参加に向けた取組みについて
6	7月13日	京都府八幡市	15	庁舎整備事業の概要と議会の関わり方について
7	7月19日	愛知県豊田市	10	下水管路施設の管理業務の包括的民間委託について
8	7月31日	山口県防府市	4	青梅マラソン大会について、 受験生チャレンジ支援貸付制度について
9	8月9日	富山県富山市	11	公共施設マネジメントの取組みについて
10	10月11日	茨城県小美玉市	17	株式会社まちづくり青梅の取組みについて

11	10月19日	富山県魚津市	12	市庁舎建設に向けた取組みについて
12	10月25日	山口県萩市	8	公共施設マネジメントの取組み、 オリンピック・パラリンピックにおけるホストタウンの取組み
13	11月9日	兵庫県三田市	3	「郷土博物館」について
14	1月11日	三重県四日市市	3	公共下水道施設の管理業務における包括的民間委託について
15	1月29日	東京都三鷹市	28	青梅市議会議場棟について
16	2月2日	埼玉県三芳町	9	通年議会について
17	2月8日	熊本県八代市	11	議会運営について、 新庁舎建設における議会運営について
18	3月28日	東京都杉並区	14	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンの取組
計		延べ18市町	172	

青梅市議会新着図書目録

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
288	皇室 Our Imperial Family(第77号)平成30年冬号	日本文化興隆財団	扶桑社	29	A4 変形
314	選挙の記録(東京都議会議員選挙、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査)	青梅市選挙管理委員会	青梅市選挙管理委員会	30	A4
318	議会資料104号 議会年報(平成29年)	立川市議会事務局 庶務調査係	—	30	A4
318	議会年報 平成29年版	福生市議会事務局	—	30	A4
318	多摩の振興プラン～人の暮らしと自然が調和し、誰もが輝くまちを目指して～	東京都総務局 行政部振興企画課	東京都総務局 行政部振興企画課	29	A4
318	東京都市町村概要 平成29年度	東京都総務局 行政部市町村課	東京都総務局 行政部市町村課	30	A4
318	東京都市公平委員会50年史	—	東京都市公平委員会	30	A4
318	とうきょう自治のかけはし No.33	東京都市長会ほか	東京都区市町村 振興協会	30	A4
318	友好交流のあしどり 2017年度	東京都特別区・ 市・町村議会友好 交流事業事務局	東京都特別区・ 市・町村議会友好 交流事業事務局	30	A4
318	第6次青梅市総合長期計画 実施計画 (平成30年度～平成32年度)	青梅市 企画部企画政策課	青梅市	30	A4
318	Q&A地方自治法 平成29年改正のポイント —自治体ガバナンスの強化に向けて— 地方自治関係実例判例集追録第677号	地方自治制度研究会	ぎょうせい	30	A5
318	—「政策に強い議会」をつくる—自治体 議員の政策づくり入門	礒崎 初 仁	イマジン出版	29	A5
336	平成29年11月改訂減価償却実務問答集	上 願 敏 来	公益財団法人 納税協会連合会	29	A5

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
336	具体例でわかりやすい耐用年数表の仕組みと見方 第2版	前原真一	税務研究会出版局	29	A5
349	市町村財政力分析指標(平成19年度から平成28年度まで)	—	東京市町村自治調査会	30	A4
349	市町村税政参考資料(平成19年度から平成28年度まで)	—	東京市町村自治調査会	30	A4
349	多摩・島しょ地域における新地方公会計の利活用に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	30	A4
349	50のポイントでわかる地方議員予算審議・決算審査ハンドブック	稲沢克祐	学陽書房	30	A5
359	多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～2017(平成29)年版	—	東京市町村自治調査会	30	A4
361	多文化共生に向けた地域における国際交流に関する調査研究報告書	—	東京市町村自治調査会	30	A4
364	第2期青梅市国民健康保険データヘルス計画/現状分析報告書・実施事業例	青梅市 市民部保険年金課 健康福祉部健康課	青梅市	30	A4
364	社会保障入門2018	社会保障入門 編集委員会	中央法規出版	30	B5
365	青梅市空家等対策計画	青梅市 生活安全部住宅課	青梅市	30	A4
367	第六次青梅市男女平等推進計画 平成30年度～平成34年度(2018年度～2022年度)	青梅市 企画部企画政策課	青梅市	30	A4
369	第7期 青梅市高齢者保健福祉計画・ 青梅市介護保険事業計画	青梅市健康福祉部 高齢介護課	青梅市	30	A4
369	青梅市介護予防オリジナル体操 梅っこ体操	青梅市健康福祉部 高齢介護課	青梅市	28	A4
369	青梅市保健事業概要 平成29年度	青梅市 健康福祉部健康課	青梅市 健康福祉部健康課	30	A4

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
369	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル【第6版】	日本弁護士連合会 子どもの権利委員会	明石書店	29	B5
373	青梅市教育委員会の教育施策 —平成30年度教育施策の概要・青梅市教育推進プラン—	青梅市教育委員会 教育部教育総務課	青梅市教育委員会	30	A4
374	次代を創る「資質・能力」を育む学校づくり1 「社会に開かれた教育課程」と新しい学校づくり	吉富芳正	ぎょうせい	29	A5
374	次代を創る「資質・能力」を育む学校づくり2 「深く学ぶ」子どもを育てる学級づくり・授業づくり	吉富芳正	ぎょうせい	29	A5
374	次代を創る「資質・能力」を育む学校づくり3 新教育課程とこれからの研究・研修	吉富芳正	ぎょうせい	29	A5
379	平成28年度 第五次青梅市生涯学習推進計画進捗状況報告書(平成27年度分事業)	青梅市生涯学習推進本部事務局	青梅市生涯学習推進本部	28	A4
493	心と体を蝕む「ネット依存」から子どもたちをどう守るのか	樋口 進	ミネルヴァ書房	29	B5
498	第3期青梅市特定健康診査等実施計画(平成30年度～平成35年度)	青梅市健康福祉部健康課 市民部保険年金課	青梅市	30	A4
518	平成28年度 青梅市清掃事業概要	青梅市環境部 清掃リサイクル課	青梅市環境部 清掃リサイクル課	29	A4
519	平成28年度 青梅市環境報告書	青梅市環境部環境政策課	青梅市環境部環境政策課	30	A4
671	青梅市商・工業振興プラン 平成29年度～平成38年度(2017～2026)	青梅市まちづくり 経済部商工観光課	青梅市	29	A4
671	青梅市商・工業振興プラン 第1次実施計画(平成29年度～平成31年度)	青梅市まちづくり 経済部商工観光課	青梅市	29	A4
689	おうめ観光戦略2017-2019	青梅市まちづくり 経済部商工観光課	青梅市	29	A4

分類番号	書名	著者(編者)	発行所	発行年	判型
780	オリンピック・レガシー 2020年東京をこう 変える!	間野 義之	ポプラ社	25	四六
782	第52回青梅マラソン大会記録集	報知新聞社 ビジネス局	青梅マラソン大会 実行委員会・ 報知新聞社	30	A4
816	記者ハンドブック 第13版 新聞用字用 語集	—	共同通信社	28	A6
916	青梅・羽村ピースメッセンジャーレポート 2017～ヒロシマを訪問して考えた戦争 の悲惨さと平和の大切さ～	青梅・羽村子ども 体験塾実行委員会	青梅・羽村子ども 体験塾	29	A4



要綱・要領等の制定、改廃の状況

<平成30年2月～5月1日現在>

件名	区分	所管
吉川英治記念館に関する検討委員会設置要綱	制定	企画政策課
青梅市ゆめ・うめ・おうめ創生本部部会等設置要領	改正	〃
青梅市市民センターおよび出張所のあり方等検討委員会設置要綱	改正	〃
青梅市有料広告掲載取組要綱	改正	〃
青梅市社会保障・税番号制度導入活用検討本部設置要綱	改正	〃
東青梅1丁目地内諸事業用地等利活用構想策定支援業務委託プロポーザル選定委員会設置要綱	廃止	〃
青梅市行政評価実施要綱	制定	財政課
青梅市ネーミングライツの付与に関する指針	制定	〃
青梅市行財政改革推進本部調整会議設置要領	改正	〃
青梅市行財政改革推進委員会の公募委員選考委員会設置要綱	改正	〃
青梅市ネーミングライツの付与に関する指針	改正	〃
青梅市事務改善等推進委員会設置要領	廃止	〃
青梅市事務事業評価実施要綱	廃止	〃
青梅市使用料等有料化検討委員会設置要綱	廃止	〃
青梅市情報セキュリティ委員会設置要綱	改正	情報システム課
青梅市基幹系業務システム検討委員会設置要綱	改正	〃
青梅市庁舎管理業務員服務要綱	改正	総務契約課
青梅市役所本庁舎消防計画	改正	〃
庁内整理整とんの日実施要領	改正	〃
青梅市公有財産の取得、活用および処分検討委員会設置要綱	改正	〃
青梅市不当行為等対策要綱	改正	〃
青梅市競争入札参加者心得	改正	〃
公共工事にかかる入札結果等の公表に関する要綱	改正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市指定管理者選定委員会設置要綱	改 正	総務契約課
青梅市競争入札参加者心得（電子入札用）	改 正	〃
青梅市長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例施行規則に関する取扱運用基準	改 正	〃
青梅市情報公開・個人情報保護運営審議会委員の公募および選考要綱	改 正	文書法制課
青梅市文書管理システム構築等検討委員会設置要綱	廃 止	〃
青梅市職員自主研究活動助成要綱	改 正	職 員 課
青梅市特定事業主行動計画策定・推進委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市職員の勤勉手当の成績率の運用に関する要綱	改 正	〃
青梅市交通公園のあり方検討委員会設置要綱	制 定	市民安全課
青梅市防犯対策連絡会設置要綱	改 正	〃
平成29年度青梅市防犯カメラの整備に対する補助金交付要綱	廃 止	〃
青梅市防災用消火器設置要綱	改 正	防 災 課
青梅市消防団員互助会規約	改 正	〃
自主防災組織等運営費交付金交付要綱	改 正	〃
青梅市家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	〃
青梅市避難行動要支援者名簿作成等に関する要綱	改 正	〃
青梅市災害対策本部運営要綱	改 正	〃
青梅市災害時要援護者支援対策実施要綱	廃 止	〃
青梅市災害時要援護者支援対策連絡会議設置要綱	廃 止	〃
青梅市モデル避難所運営マニュアル検討委員会設置要綱	廃 止	〃
青梅市男女平等推進計画検討委員会設置要綱	改 正	市民活動推進課
青梅市男女平等推進計画懇談会の公募委員募集要領	改 正	〃
青梅市市民活動災害補償制度取扱要綱	改 正	〃
青梅市市民提案協働事業助成金交付要綱	改 正	〃
平成29年度青梅市コミュニティセンター事業補助金交付要綱	廃 止	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市結婚証および誕生証の発行に関する事務取扱要綱	制 定	市 民 課
青梅市市民窓口サービス検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市における平日夜間の一部窓口業務の取扱時間延長に関する取扱要綱	改 正	〃
青梅市固定資産（土地）評価事務取扱要領	改 正	資 産 税 課
青梅市公金収納効率化検討委員会設置要綱	改 正	収 納 課
青梅市後期高齢者医療保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改 正	〃
青梅市税収納員設置要綱	改 正	〃
青梅市税収納員設置要綱実施細目	改 正	〃
青梅市債権管理適正化検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市さくらねこ無料不妊手術チケットの交付に関する要綱	制 定	環 境 政 策 課
青梅市環境推進会議設置要綱	改 正	〃
青梅市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市生物多様性地域戦略検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市資源再利用推進報償金交付要綱	改 正	清掃リサイクル課
青梅市資源回収事業協力助成金交付要綱	改 正	〃
青梅市し尿処理場基幹的設備改良工事公募型プロポーザル選定委員会設置要綱	廃 止	〃
青梅市みどりの連絡委員会設置要綱	改 正	公 園 緑 地 課
青梅の森連絡委員会設置要綱	改 正	〃
小曾木・成木地区および沢井地区汚水処理施設整備検討委員会設置要綱	改 正	下 水 工 務 課
青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱	制 定	福 祉 総 務 課
青梅市社会福祉協議会に対する補助要綱	改 正	〃
青梅市福祉まちづくり事業連絡調整委員会設置要領	改 正	〃
青梅市地域福祉計画等進ちょく状況調査委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市福祉サービス利用者総合支援事業補助金交付要綱	改 正	〃
平成29年度青梅市生活保護世帯に対する法外援護事業実施要綱	廃 止	生 活 福 祉 課
青梅市高齢者クラブ補助金交付要綱	改 正	高 齢 介 護 課
青梅市介護保険料口座振替・自動払込収納事務取扱要綱	改 正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市高齢者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	高 齢 介 護 課
青梅市地域密着型（介護予防）サービス指定候補事業者の選定に関する委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市介護保険サービス事業者等指導および監査実施要綱	改 正	〃
青梅市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱	改 正	〃
青梅市手話通訳者嘱託職員設置要綱	制 定	障がい者福祉課
平成30年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	制 定	〃
青梅市社会福祉事業団運営費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市障害者家具転倒防止器具等支給取付事業実施要綱	改 正	〃
青梅市障害者更生訓練費支給事業実施要綱	改 正	〃
青梅市重症心身障害児（者）通所事業実施要綱	改 正	〃
平成29年度青梅市による障害者就労施設等からの物品および役務等の調達方針	廃 止	〃
青梅市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱	制 定	健 康 課
青梅市後期高齢者歯科健康診査事業実施要綱	制 定	〃
青梅市感染症対策本部設置要綱	改 正	〃
青梅市妊婦健康診査実施要綱	改 正	〃
青梅市三師会事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市里帰り等妊婦健康診査受診費助成金交付要綱	改 正	〃
青梅市健康増進計画庁内連絡会議設置要綱	改 正	〃
青梅市食育推進計画庁内連絡会議設置要綱	改 正	〃
青梅市使用済み注射針回収事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市風しん等予防接種実施要綱	改 正	〃
青梅市臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業実施要綱	廃 止	臨時福祉給付金担当
青梅市特定地域型保育事業者指導等および監査実施要綱	制 定	子 育 て 推 進 課
青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱	制 定	〃
青梅市保育体制強化事業補助金交付要綱	制 定	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	改 正	子育て推進課
青梅市民間保育所に対する市費補助金交付要綱	改 正	〃
民間保育所事務協会運営費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市保育所運営資金貸付要綱	改 正	〃
青梅市延長保育事業費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市病後児保育事業実施要綱	改 正	〃
青梅市一時預かり事業費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市認証保育所運営補助要綱	改 正	〃
青梅市認可保育所施設整備審査会設置要綱	改 正	〃
青梅市社会福祉法人の保育所施設の整備等に対する補助要綱	改 正	〃
青梅市体調不良児対応型保育事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市子ども・子育て支援事業計画検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市幼稚園型一時預かり事業実施要綱	改 正	〃
青梅市保育所バスステーション事業検討会議設置要綱	改 正	〃
青梅市事業所内保育事業支援事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市保育サービス推進事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市小規模保育事業実施施設開設経費補助金交付要綱	改 正	〃
平成30年度子どもふれあいフェスタ2018事業補助金交付要綱	制 定	子ども家庭支援課
青梅市交通機関利用児童等通学費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市子育て支援事業実施者の選定に関する委員会設置要綱	改 正	〃
平成29年度子どもふれあいフェスタ2017事業補助金交付要綱	廃 止	〃
青梅市中小企業振興資金等融資要綱	改 正	商工観光課
青梅市中小企業振興資金等融資信用保証料補助要綱	改 正	〃
青梅市商店街等活性化事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市中小企業小口緊急対策資金融資要綱	改 正	〃

件 名	区 分	所 管
おうめものづくり支援事業補助金交付要綱	改 正	商工観光課
おうめものづくり支援事業専門家会議設置要領	改 正	〃
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市小規模事業者経営改善普及事業等補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市小口零細企業保証資金融資要綱	改 正	〃
青梅市商店街振興事業補助金交付要綱実施細目	改 正	〃
青梅市梅の里再生中小企業振興資金等融資要綱	改 正	〃
青梅市空き店舗活用事業補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市農業経営改善支援センター設置要領	改 正	農林水産課
青梅市特別融資制度推進会議設置要綱	改 正	〃
青梅市農家開設型市民農園整備費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市農業体験農園整備費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市水土里保全活動支援事業費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市公共建築物等における多摩産材利用推進方針	改 正	〃
青梅市人・農地プラン検討会設置要綱	改 正	〃
青梅市農業委員会委員候補者選考委員会要綱	改 正	〃
青梅市梅の里再生計画庁内推進会議設置要綱	改 正	梅の里再生担当
青梅市都市交通行政連絡会設置要綱	改 正	まちづくり政策課
青梅市シビックコア地区整備計画検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅インターチェンジ周辺整備事業推進検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市中心市街地活性化基本計画策定委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市公共交通協議会の公募委員募集要領	改 正	〃
青梅駅前地区市街地再開発準備組合運営費補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市運動広場設置要綱	改 正	スポーツ推進課
一般社団法人青梅市体育協会補助金交付要綱	改 正	〃
青梅市土砂等による土地の埋立て等事業協議会設置要綱	改 正	都市計画課

件 名	区 分	所 管
青梅市都市計画マスタープラン検討委員会設置要綱	改 正	都 市 計 画 課
青梅市都市計画審議会の市民委員推薦委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市景観審議会の市民委員推薦委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市まちづくり・デザイン会議設置要綱	改 正	〃
青梅市景観まちづくり推進委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市まちづくり・デザイン審査委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市開発連絡委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市多摩川沿い景観形成地区検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市測量標管理要綱	改 正	都市整備部管理課
青梅市道等にかかる境界確定および青梅市道の道路区域の標示事務取扱要領	改 正	〃
青梅市住宅関連資金融資要綱	改 正	住 宅 課
青梅市空家等対策庁内検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市公金管理運用委員会設置要綱	改 正	会 計 課
青梅市立総合病院運営会議要綱	改 正	病 院 管 理 課
青梅市立総合病院感染対策委員会要綱	改 正	〃
青梅市立総合病院臨床検査検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市立総合病院薬事委員会要綱	改 正	〃
青梅市立総合病院臨床研修要綱	改 正	〃
青梅市立総合病院精神障害者早期退院支援事業協力金支払要綱	改 正	〃
青梅市病院事業企業職員の給与に関する規程第2条第3項にもとづく昇給にかかる基準	廃 止	〃
青梅市立総合病院建替検討委員会設置要綱	改 正	病 院 施 設 課
青梅市立総合病院経営会議設置要綱	改 正	経 営 企 画 課
新青梅市立総合病院改革プラン策定検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市立学校財務事務取扱要綱	改 正	教 育 総 務 課
青梅市立学校財務事務取扱要領	改 正	〃

件 名	区 分	所 管
青梅市卒業アルバム等保護者負担助成金交付要綱	改 正	教育総務課
青梅市立小中学校専用車運用要綱	改 正	〃
青梅市学校事務共同実施検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱	廃 止	学校施設課
青梅市学校規模適正化検討委員会設置要綱	改 正	学 務 課
青梅市就学支援委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市学校マネジメント強化モデル事業嘱託職員設置要綱	制 定	指 導 室
青梅市スクール・サポート・スタッフ設置要綱	制 定	〃
平成30年度青梅市学力向上対策事業実施要綱	制 定	〃
平成29年度青梅サタデースクール実施要綱	廃 止	〃
青梅市学校給食配膳員勤務要綱	改 正	学校給食センター
青梅市学校給食費徴収金口座振替手数料交付金交付要綱	改 正	〃
青梅市学校給食費公会計化に関する検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市学校給食センター統合検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市生涯学習推進本部設置要綱	改 正	社会教育課
青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市教育行政等連携協議会設置要綱	改 正	〃
青梅市新生涯学習施設（仮称）建設検討委員会設置要綱	改 正	〃
青梅市まるごとアート支援事業補助金交付要綱	改 正	文 化 課
青梅市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会要綱	改 正	農業委員会事務局

制定された要綱・要領

吉川英治記念館に関する検討委員会設置要綱

1 設置

吉川英治記念館にかかる寄付の受領およびその運用等について検討を行うため、吉川英治記念館に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 吉川英治記念館にかかる寄付の受領に関すること。
- (2) 吉川英治記念館の運用等に関すること。

3 組織

- (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

ア 委員長 企画部長

イ 副委員長 経済スポーツ部長および教育部長

ウ 委員 企画政策課長、商工観光課長および文化課長

- (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長がその職務を代理する。

5 会議

委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

6 部会

- (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について専門的な検討を行うため、部会を置くことができる。
- (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めたときは、前号に定める者以外の者を出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

7 報告

委員会は、必要に応じて委員会の検討経過および結果を市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、企画政策担当課で処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成30年4月24日から実施する。

青梅市行政評価実施要綱

1 目的

この要綱は、職員の事務事業に対する意識の向上および成果重視の効果的・効率的な行政運営を図るために行う行政評価の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政評価 青梅市総合長期計画の実現に向けて行う行政活動について、指標等を用いて、その効果等を客観的かつ総合的に検証を行い、評価することをいう。
- (2) 事務事業 施策を実現するために実施する事務および事業をいう。

3 評価対象

行政評価の対象は事務事業とし、前年度に実施した各課所掌の事務事業から、青梅市行財政改革推進本部（以下「推進本部」という。）が、毎年度決定するものとする。

4 評価方法

- (1) 行政評価は、目的、投入コスト、取組内容、取組結果、課題等を検証および評価する方法により実施する。
- (2) 第一次評価
各課長は、別に定める評価シートにより、前項の規定にもとづき決定した事務事業（以下「第一次評価対象事務事業」という。）の検証および評価を行うものとする。
- (3) 第二次評価
推進本部は、第一次評価対象事務事業のうち必要なもの（以下「第二次評価対象事務事業」という。）について、第二次評価を行うものとする。

(4) 事中評価

各課長は、予算編成と連動し、各課所掌の全ての事務事業にかかる当該年度の上半期（４月から９月まで）における取組状況等について、効率性、経済性および有効性の観点から事中評価を行うものとする。

5 外部評価

(1) 推進本部は、第二次評価対象事務事業のうち必要なもの（以下「外部評価対象事務事業」という。）について、青梅市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に対し外部評価を依頼することができるものとする。

(2) 委員会は、前号に規定する外部評価の依頼があった場合、外部評価対象事務事業の評価を実施し、その結果（以下「外部評価結果」という。）を推進本部に対し報告する。

6 外部評価結果の協議等

推進本部は、委員会から前項第２号に規定する報告のあった外部評価結果のうち、特に必要と認める案件にかかる事業の方向性について協議するものとする。

7 行政評価結果の公表

行政評価で実施した第一次評価、第二次評価および外部評価結果については、青梅市ホームページ等により市民に公表するものとする。

8 庶務

行政評価に関する庶務は、行財政改革推進担当課が処理する。

9 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、青梅市長が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成３０年４月１０日から実施する。

青梅市ネーミングライツの付与に関する指針

1 趣旨

この指針は、青梅市（以下「市」という。）が実施するネーミングライツの付与について、その目的や手法等の基本的な考え方をまとめたものである。

各所管課においては、この基本的な考え方を参考に、ネーミングライツの導入手続を進めるものとする。

2 目的

市の施設（以下「施設」という。）に対するネーミングライツの導入は、ネーミングライツ・パートナーとの協定にもとづき、その対価等を得ることにより、施設の持続的な管理および運営のための新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 施設に対し、法人格を有する団体（以下「企業等」という。）の名称または商品名など（以下「企業名等」という。）を冠した愛称を命名する権利およびこれに付帯する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツの付与を受ける者をいう。

4 運用

- (1) 市は、ネーミングライツの付与により命名された愛称を、市が作成する印刷物やホームページ等で積極的に使用するものとする。ただし、命名することができるのは、施設の一般的な呼称として用いられる愛称であり、市の条例等で定められている正式な施設名を変更するものではない。
- (2) ネーミングライツの付与は、施設の所有権、経営権などには影響を与えないものとする。また、ネーミングライツを、第三者に譲渡または貸与することはできないものとする。

5 対象施設

対象施設は、文化施設、スポーツ施設、公園などの公共施設等とする。ただし、その設置や運営の目的、利用状況等を考慮し、企業名等を冠した愛称を付すことに支障のない施設等に限る。

6 募集方法

- (1) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募によるものとし、市のホームページや広報おうめに掲載することにより行うものとする。
- (2) ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、次に掲げる施設特定型または提案募集型のいずれかの方法により行うものとする。なお、いずれの方法においても募集の都度、募集要領を作成し、公表するものとする。

ア 施設特定型

市において選定した施設等について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う。

イ 提案募集型

企業等が施設を特定したネーミングライツの付与に関する提案の募集を行う。

(3) 市は、ネーミングライツ・パートナーの選考に当たり、応募者に応募内容の説明を求め、企業等の概要を記載した書類、登記事項証明書、決算書類など、必要な書類の提出を求めることができるものとする。なお、この旨については、募集要領に明記するものとする。

(4) 募集要領で定める申込書には、おおむね次の事項を含むものとする。

ア 応募しようとする企業等の名称、代表者名および所在地

イ 応募の趣旨

ウ 命名しようとする施設の名称（提案募集型の場合に限る。）

エ 愛称案（英文表記がある場合はそれを含む。）

オ ネーミングライツの付与の対価としての金額（年額）（以下「命名権料」という。）

カ ネーミングライツの付与の期間

キ その他案件に応じて必要な事項

7 応募資格

ネーミングライツ・パートナーの募集に応募することができる者は、企業等に限定するものとする。ただし、次に該当する企業等は、応募することができない。

ア 政治団体および宗教団体

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号に掲げる営業を営むもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条各号に掲げる暴力団または暴力団員およびそれらの利益につながる活動を行うもの

エ 公の秩序または善良の風俗に反する事業を行うもの

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条にもとづく再生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、再生手続開始の決定を受けたものを除く。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条にもとづく更生手続開始の申立てがなされているもの。ただし、更生手続開始の決定を受けたものを除く。

キ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの

ク 申込書の提出時において、公租公課を滞納しているもの

ケ 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成19年4月1日実施）により、指名停止を受けているもの

コ 各種法令に違反しているもの

サ アからコまでに掲げるもののほか、市のネーミングライツ・パートナーとして市長が適当でないと認めるもの

8 命名権料

命名権料については、募集方法により次のとおりとする。

(1) 施設特定型

対象施設の利用状況やメディアなどへの露出状況などを勘案するとともに、類似する他市の例などを参考として、募集の都度、命名権料の目安となる額（希望金額）を決定するものとする。

(2) 提案募集型

提案ごとに施設特定型の例に準じて、応募金額などが妥当であるか判断し、決定するものとする。

また、提案の対象となる施設で利用可能な機器類やサービスの提供などが含まれる場合は、それらを含めて決定するものとする。

9 愛称の範囲および費用負担の区分

(1) 施設に付する愛称は、企業名等を冠したものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する愛称は、命名することができない。

ア 当該ネーミングライツの対象となる施設の公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの

イ 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告および個人的宣伝にかかわるもの

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条各号に掲げる営業を営む企業名等

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

オ 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、公共施設の愛称として適当でないと市長が認めるもの

(2) ネーミングライツの付与にかかる対象施設に関する看板等の新設、変更および撤去ならびに協定期間の終了に伴う原状回復については、ネーミングライツ・パートナーの負担とする。

(3) 協定締結後に市が作成する印刷物等にかかる名称の変更および市のホームページ上の表示の変更は、市の負担とする。

10 ネーミングライツ・パートナーの選考方法

市は、次項に規定する青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会において、

第7項に規定する応募資格のほか、次の事項について審査を行い、ネーミングライツの優先交渉権を付与する企業等を総合的に判断し、選考するものとする。

- (1) 経営状況
- (2) 企業理念
- (3) 希望する施設（提案募集型の場合に限る。）
- (4) 愛称案
- (5) 命名権料・ネーミングライツの付与の期間
- (6) 愛称の親しみやすさ
- (7) その他ネーミングライツに関し必要な事項

11 青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会の設置

優先交渉権を付与する企業等を選考するための審査および審査に関する事項の協議等を行うため、次に掲げるところにより青梅市ネーミングライツ・パートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(1) 組織

選考委員会は、次の者をもって組織する。

ア 委員長 副市長

イ 副委員長 教育長

ウ 委員 企画部長、総務部長、まちづくり経済部長、教育部長、ネーミングライツ付与対象施設所管部長および企画政策課長

(2) 委員長および副委員長の職務

ア 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

イ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 所掌事項

選考委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

ア ネーミングライツ・パートナーの募集に関すること。

イ ネーミングライツ・パートナーの選考に関すること。

ウ ネーミングライツ・パートナーの協定継続申出に対する優先交渉権の付与に関すること。

エ その他選考委員会の運営に関して必要な事項に関すること。

(4) 会議

ア 選考委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

イ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として選考委員会に出席させることができる。

(5) 庶務

選考委員会の庶務は、企画担当課が処理する。

12 ネーミングライツ・パートナーとの協定

- (1) ネーミングライツ・パートナーに応募のあった企業等について、選考委員会において提案の総合的な判断を行い、適正なものであると判断する提案について順位を付すとともに、第1順位者に優先交渉権を付与することとする。
- (2) 市と優先交渉権を付与された企業等において、協定内容の詳細について協議し、双方が合意に至った時点で協定を締結するものとする。
- (3) 市が合意の可能性がないと判断した場合は、優先交渉権を付与された企業等との協議を打ち切り、第2順位者との協議を開始することができるものとする。また、以降この例により、順次、下位順位者と協議を開始できるものとする。
- (4) 協定期間が満了する場合において、ネーミングライツ・パートナーから協定継続の申出があった場合は、当該ネーミングライツ・パートナーに優先交渉権を付与することができるものとする。この場合において、優先交渉権を付与するかどうかの判断は、選考委員会が行うものとする。

13 協定の解除

- (1) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、当該施設の愛称の維持が困難であると認められる場合には、市において協定を解除することができるものとする。
- (2) 前号の規定により、協定を解除する場合においては、それに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとし、すでに納付済みの命名権料は返還しないものとする。
- (3) ネーミングライツ・パートナーの責めに帰すべき事由により、市に損害が発生した場合においては、その解決に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

14 実施期日

この指針は、平成30年2月1日から実施するものとする。

青梅市交通公園のあり方検討委員会設置要綱

1 設置

青梅市交通公園（以下「交通公園」という。）の設置・運営等に関する今後のあり方について検討を行うため、青梅市交通公園のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項について検討および調整を行う。

- (1) 交通公園の設置・運営に関すること。
- (2) 交通公園の施設に関すること。
- (3) その他交通公園のあり方に関すること。

3 組織

委員会は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 委員長 市民安全部長
- (2) 副委員長 企画部長
- (3) 委員 企画政策課長、市民安全課長、子育て推進課長および学務課長

4 委員長および副委員長の職務

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会に出席させ、または資料の提出を求めることができる。

6 部会

委員会は、必要があると認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

7 報告

委員会は、総合的に検討および調整をし、その経過および結果を青梅市長に報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、交通安全担当課が処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日等

平成30年4月1日から実施し、第7項の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する。

青梅市結婚証および誕生証の発行に関する事務取扱要綱

1 目的

この要綱は、結婚および出生に祝賀の意を表し発行する結婚証および誕生証に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

- (1) 結婚証発行の対象者は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定により、青梅市長（以下「市長」という。）に婚姻の届出があった夫婦とする。
- (2) 誕生証発行の対象者は、戸籍法第49条の規定により、市長に出生の届出があった出生子とする。

3 申請者

- (1) 結婚証を申請できる者は、婚姻届の届出人とする。
- (2) 誕生証を申請できる者は、出生届の届出人とする。

4 申請

- (1) 婚姻証の発行を受けようとする者は、青梅市結婚証発行申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。
- (2) 誕生証の発行を受けようとする者は、青梅市誕生証発行申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。
- (3) 前2号の申請は、市長に婚姻または出生の届出が受理された日から1月以内とし、開庁時間中に市民課の窓口にて行わなければならない。

5 発行

- (1) 市長は、前項の申請書の提出があったときは必要な審査を行い、適正と認めたときは、速やかに結婚証（様式第3号）または誕生証（様式第4号）を発行するものとする。
- (2) 結婚証は婚姻した夫妻につき1通、誕生証は出生子につき1通発行し、再発行は行わないものとする。
- (3) 結婚証および誕生証は、戸籍法第48条にもとづく婚姻届受理証明書および出生届受理証明書とみなすことはできない。

6 手数料

結婚証および誕生証の発行手数料は、無料とする。

7 保存年限

結婚証発行申請書および誕生証発行申請書の保存年限は、1年とする。

8 実施期日

この要綱は、平成30年5月1日から実施する。

(様式省略)

青梅市さくらねこ無料不妊手術チケットの交付に関する要綱

1 目的

この要綱は、青梅市内の飼い主のいない猫の数を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、青梅市内で捕獲した飼い主のいない猫を保護し、譲渡等を行う団体に対し、公益財団法人どうぶつ基金（以下「どうぶつ基金」という。）が実施するさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠さくらねこ無料不妊手術チケット（以下「チケット」という。）を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において「飼い主のいない猫」とは、所有者または飼い主が不明である猫をいう。

3 交付対象団体

チケットは、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体に対し交付するものとする。

- (1) 青梅ボランティア・市民活動センターに登録しているボランティア団体または青梅市内に事務所を置く特定非営利活動法人
- (2) 交付対象年度の4月1日時点で、飼い主のいない猫を増やさないことを目的とした活動（次項に規定する交付対象事業にかかる活動を交付対象年度の4月1日より前の5年間で年平均50頭以上実施している場合に限る。）を、青梅ボランティア・市民活動センターに登録後、5年以上継続していること。
- (3) 構成員は、この要綱にもとづき、チケットの交付を受けようとする他の団体の構成員を含めず、5人（年間を通じて青梅市内で捕獲した飼い主のいない猫を保護し、譲渡等を行う活動をしている成人の市民に限る。）以上であること。

4 交付対象事業

チケットの交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、青梅市内に生息する飼い主のいない猫を保護し、責任を持って終生飼養できる者に無償で譲

渡する事業および不妊去勢手術を行い、元の場所に戻す事業（以下「TNR」という。）であり、当該事業において次に掲げる補助金等を除く他の補助金等の交付を受けていないものとする。

- (1) 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会が交付する助成金
- (2) 公益財団法人どうぶつ基金による一般枠さくらねこ無料不妊手術チケット

5 交付申請

チケットの交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、青梅市さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体構成員名簿
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 交付決定等

市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、どうぶつ基金にチケットの交付申請を行い、どうぶつ基金からチケットの交付の可否の決定を受けた場合は、青梅市さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定通知書（様式第2号）または青梅市さくらねこ無料不妊手術チケット不交付決定通知書（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

7 実績報告

- (1) 前項の規定によるチケットを交付された申請団体（以下「交付団体」という。）は、チケット使用後、市長が定める期日までに青梅市さくらねこ無料不妊手術チケット使用実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）にチケットを使用した個別の実績に関する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (2) 有効期限内に使用しなかったチケットは、市長が定める期日までに青梅市さくらねこ無料不妊手術チケット返却報告書（様式第5号。以下「返却報告書」という。）に使用しなかったチケットを添付し、市長に返却しなければならない。

8 申請内容の変更

第5項に規定する交付申請後に、団体代表者等の申請内容に変更が生じたときは、団体は、実績報告書または返却報告書の備考に変更内容および変更事由を記載するものとする。

9 交付決定の取消し

市長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、チケットの交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段によりチケットの交付を受けたとき、または使用したと

き。

(2) この要綱の規定およびその他法令に違反したとき。

10 チケットの返還

市長は、前項の規定によりチケットの交付の決定を取り消した場合において、すでにチケットが交付されているときは、期限を定め返還を命ずるものとする。

11 団体の遵守事項

交付団体は、交付対象事業の実施において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) どうぶつ基金が実施するさくらねこ無料不妊手術事業の趣旨を十分理解した上で交付対象事業を実施すること。
- (2) 交付対象事業におけるチケットの利用方法については、別に市長が指示する内容を遵守し、交付団体の代表者の責任において行うこと。
- (3) 猫を保護したときは、近隣住民や東京都動物愛護相談センター等に確認する等、飼い主のいない猫であることを十分に把握すること。
- (4) 市民からの情報提供にもとづき交付対象事業を実施するときは、その方法について、当該市民に対して十分に説明し、理解を得た上で実施すること。
- (5) 交付対象事業への協力、当該事業の実施により発生した費用の支払いおよびTNR実施後の猫の管理等については、近隣住民等と十分に協議を行い、近隣住民等に強要することのないよう努めること。
- (6) 譲渡先の飼い主に対し適正飼育に必要な助言を行うこと。
- (7) 交付対象事業を実施したことにより発生した事故その他一切の問題については、交付団体の責任において解決するものとする。
- (8) 他の団体または個人の活動に支障を来すような行為を行わないこと。
- (9) その他市長が必要と認める指示を受けた場合は、その指示を遵守すること。

12 実施期日等

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。

(様式省略)

青梅市地域福祉計画検討委員会設置要綱

1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定にもとづく青梅市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討ならびに実施状況の検証を行うため、青梅市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事項

委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の実施状況の検証に関すること。
- (3) その他委員会の設置目的を達成するのに必要な事項に関すること。

3 組織

委員会は、委員13人をもって組織し、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。

- (1) 委員長 健康福祉部長
- (2) 副委員長 市民安全部長および子ども家庭部長
- (3) 委員 防災課長、市民活動推進課長、福祉総務課長、生活福祉課長、高齢介護課長、障がい者福祉課長、健康課長、子育て推進課長、子ども家庭支援課長および教育総務課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

6 部会

- (1) 計画の策定に関する事項について調査および研究を行うため、委員会に部会を置く。
- (2) 部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - ア 部会長 福祉総務課長
 - イ 部会員 第3項第3号に掲げる委員が属する課の職員のうちから委員長が指

名する者

(3) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(4) 第2号の規定にかかわらず、部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を臨時部会員として部会に出席させ、意見を求めることができる。

7 報告

委員長は、青梅市長に対し、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を報告するとともに、検証結果を報告する。

8 庶務

委員会の庶務は、福祉総務課において処理する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

10 実施期日

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

青梅市手話通訳者嘱託職員設置要綱

1 目的

この要綱は、聴覚障害者等の福祉の増進と行政サービスの向上を図るために青梅市（以下「市」という。）の庁舎内に設置する青梅市手話通訳者嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用、勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 身分

嘱託職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の嘱託員とする。

3 任用

(1) 嘱託職員は、次に掲げる全ての要件を備えている者のうちから、選考の上、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する。

ア 東京都手話通訳者等養成講習会地域手話通訳者クラスの修了者またはそれに準ずる手話技術を有する者

イ 聴覚障害者等の立場を理解し、手話通訳等のボランティア活動の実績があると認められる者

ウ 地方公務員法第16条各号に該当しない者

エ アからウまでのほか、市長が必要と認める要件を備えている者

(2) 嘱託職員の選考方法については、市長が別に定める。

4 職務

嘱託職員は市長が適当と認める市の窓口において、聴覚障害者等の相談、手続および情報提供等の手話通訳業務を行うものとする。

5 任用期間

嘱託職員の任用期間は、1年以内とする。ただし、市長は、任用期間内の勤務成績が良好と認められる嘱託職員について、その任用期間を更新することができる。

6 勤務日および勤務時間

嘱託職員の勤務日および勤務時間は、所属長が定める。

7 服務基準

(1) 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 嘱託職員は、執務の際は、言葉遣い、服装等を正しくし、職員としての体面を失うことのないように注意し、対応は努めて丁寧、親切にしなければならない。

(3) 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ、所属長の命令に忠実に従わなければならない。

(4) 嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(5) 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

8 報酬額および支給方法

(1) 嘱託職員の報酬は日額とし、その額については、青梅市非常勤の特別職の職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年条例第16号。以下「報酬等条例」という。）第2条に規定する額を超えない範囲内において、市長が別に定める。

(2) 報酬額の計算期間は、月の初日から末日までとし、これを翌月の15日（この日が日曜日、土曜日または休日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日または休日でない日）までに支給する。ただし、市長は、特別の事情がある場合は、支給日を変更することができる。

9 免職

市長は、嘱託職員が次のいずれかに該当するときは、その職を免ずることができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、また、これに堪えられないとき。
- (3) 刑事事件に関し、起訴されたとき。
- (4) 第7項の規定に著しく違反したとき。
- (5) 前各号に規定するほか、その職に必要な適格性を欠くとき。

10 退職

嘱託職員が退職しようとするときは、あらかじめ市長に申し出なければならない。

11 災害補償

嘱託職員の公務上の災害に対する補償は、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）の定めるところによる。

12 庶務

この要綱に定める嘱託職員に関する庶務は、障がい者福祉担当課において処理する。

13 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

14 実施期日

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

平成30年度青梅市による障害者就労 施設等からの物品および役務等の調達方針
--

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

このため、青梅市（以下「市」という。）においては、物品および役務等（以下「物品等」という。）の調達に当たって、優先的に障害者就労施設等から調達するよう努めることが求められている。

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定にもとづき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が平成30年度に行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての組織（青梅市予算事務規則（平成14年規則第17号）第2条第1号に定める課をいう。）において調達する物品等のうち、文房具事務用品、印刷、清掃等、障害者就労施設等が受注することが可能なものについて適用する。

3 対象となる施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 在宅就業障害者
- (8) 在宅就業支援団体

4 物品等の調達目標

市は、予算の適正な使用ならびに契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、市内の実態にもとづき、積極的に障害者就労施設等から物品等の調達の推進に努める。

5 物品等の調達の推進方法

市は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

- (1) 調達の推進に必要な情報の提供
障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。
- (2) 障害者就労施設等の供給能力の向上
障害者就労施設等がその供給する物品等について、質の向上および供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。
- (3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置
物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能および品質を確保しつつ、次の

観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離分割発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。

ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間および発注量を考慮するように努める。

エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(4) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の積極的な活用を図る。

6 調達実績の公表

市は、会計年度の終了後、この方針にもとづく物品等の調達の実績について調査を行い、その概要を取りまとめ、公表するものとする。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい者福祉課とする。

8 委任

この方針に定めるもののほか必要な事項は、青梅市長が別に定める。

9 実施期日

この方針は、平成30年4月1日から実施する。

青梅市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、全ての子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定にもとづき、子どもおよびその保護者または妊娠している者等に対し、教育・保育・保健医療施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じて相談・助言等を行う青梅市子ども・子育て利用者支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体等

この事業の実施主体は、青梅市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等に事業の運営の全部または一部を委託することができる。

3 対象者

事業の対象となる者は、青梅市内に住所を有する者のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 18歳未満の児童およびその保護者
- (2) 妊産婦およびその配偶者
- (3) その他青梅市長が必要と認める者

4 事業内容

利用者支援事業実施要綱（平成27年5月21日付け府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）にもとづき、次に掲げる類型のものを実施する。

(1) 基本型

- ア 子どもおよびその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用するための支援に関すること。
- イ 教育・保健施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携および協働の体制づくりに関すること。
- ウ 地域の子育て資源の育成や地域で必要な社会資源の開発等に関すること。
- エ その他事業を円滑に実施するために必要な事項に関すること。

(2) 母子保健型（子育て世代包括支援センター）

- ア 妊産婦・乳幼児等の状況把握に関すること。
- イ 前記アにより把握した情報にもとづく母子保健サービス等の選定および情報提供に関すること。
- ウ 支援が必要な妊産婦等に対する支援プランの作成に関すること。
- エ 妊娠、出産および育児に関する相談に関すること。
- オ 保健医療、福祉等の関係機関との連携調整に関すること。

5 実施場所

事業は、前項の類型ごとに別表に掲げる場所において実施する。

6 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

7 実施期日

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

別表（第4項関係）

類型	実施場所	所管課
基本型	青梅市子育て支援センター	子ども家庭支援担当課
母子保健型	青梅市健康センター	健康担当課

青梅市後期高齢者歯科健康診査事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市の実施する後期高齢者医療被保険者等（以下「後期高齢者」という。）に対する歯科健康診査（以下「健康診査」という。）について必要な事項を定め、もって後期高齢者の健康の増進を図ることを目的とする。

2 対象者

健康診査の対象者は、青梅市の区域内に住所を有する者で、東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者または75歳以上で生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者世帯に属する者等（以下「被保護者等」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設に入所または入居している者
- (2) 病院または診療所に6か月以上継続して入院している者
- (3) その他市長が定める者

3 実施時期

健康診査の実施時期は、青梅市長（以下「市長」という。）が別に定める。

4 実施場所

健康診査の実施場所は、市長が別に定める受託医療機関とする。

5 受診回数

受診回数は、1人につき年度内に1回とする。

6 結果の通知および保存

- (1) 受託医療機関の医師は、直接あるいは郵送にて、健康診査の結果について精密検査の必要性の有無を付し、受診者に知らせなければならない。
- (2) 受託医療機関は、健康診査の結果について精密検査の必要性の有無を付し、市長に対し速やかに通知をしなければならない。
- (3) 受託医療機関は、健康診査の結果を所定の期間保存しなければならない。

7 委託料等

(1) 受診者は、健康診査の実施に伴う必要経費のうち、市長の定める額を自己負担するものとし、残額は公費負担とする。ただし、対象者のうち被保護者等については全額公費負担とする。

(2) 委託料は市長と受託医療機関との契約に定める単価に健康診査の受診人数を乗じて得た額とする。

8 実施項目、実施方法等

健康診査の実施項目は次のとおりとし、具体的な実施方法等については、健康増進事業実施要領（平成20年4月1日実施）を参考に、高齢者の特性を踏まえて実施するものとする。

(1) 問診

(2) 口腔内検査

(3) 予防指導

9 記録の整備

市長は、健康診査の記録（氏名、年齢、住所、健康診査結果、精密検査の必要性の有無、受診結果等）を整備しなければならない。

10 事業の周知

市長は、各種広報手段を活用して、対象者に対して積極的に事業内容の周知を図るものとする。

11 関係機関との連携

市長は、健康診査を行う受託医療機関と連絡を取り、事業の円滑な遂行を図るものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

13 実施期日

この要綱は、平成30年5月1日から実施し、同年4月1日から適用する。

青梅市特定地域型保育事業者指導等および監査実施要綱

1 趣旨

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条第1項ならびに法第50条第1項の規定にもとづき市が行う指導等および監査につ

いて、必要な事項を定めるものとする。

2 指導等の目的

指導等は、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育および特例保育（以下「地域型保育等」という。）の質の確保ならびに地域型保育給付費および特例地域型保育給付費等（以下「地域型保育給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

3 指導等の方針

指導等は、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者に対し、次の各号に掲げる事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施するものとする。

- (1) 法第45条に定める特定地域型保育事業者の責務
- (2) 青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第21号）に定める各基準
- (3) 青梅市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第22号）に定める各基準
- (4) 地域型保育給付費等の請求等に関する事項

4 指導等の形態

指導等の形態は集団指導および実地指導とし、その内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導は、特定地域型保育事業者に対して、前項各号に掲げる事項に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、特定地域型保育事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。
- (2) 実地指導は、特定地域型保育事業者に対して、質問等を行うとともに、必要があると認める場合に、前項各号に掲げる事項の遵守に関して、指導を行うものとする。

5 指導等の対象の選定

指導等の対象の選定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導は、全ての特定地域型保育事業者を対象とし、地域型保育等の提供、事業の運営に関する基準、制度の改正、地域型保育給付費等の請求方法および過去の指導事例等にもとづく指導内容に応じて、選定するものとする。
- (2) 実地指導は、全ての特定地域型保育事業者を対象とし、毎年度選定するものとする。

6 集団指導の方法

集団指導の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、集団指導の対象となる特定地域型保育事業者を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定されている指導内容等を文書により当該特定地域型保育事業者に通知するものとする。
- (2) 市長は、地域型保育等の提供、事業の運営に関する基準、地域型保育給付費等の請求の方法、制度改正の内容および過去の指導事例等について講習等の方式で集団指導を行うものとする。
- (3) 市長は、前項の集団指導に欠席した特定地域型保育事業者には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定するものとする。

7 実地指導の方法

実施指導の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、実地指導の対象となる特定地域型保育事業者を決定したときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者および準備すべき書類等を文書により当該特定地域型保育事業者に通知するものとする。
- (2) 市長は、特定地域型保育事業者から関係書類等の閲覧および説明を求め、面談方式により実地指導を行うものとする。
- (3) 市長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、文書で指導結果の通知を行うものとする。
- (4) 市長は、前項の規定により文書で指摘した事項については、当該特定地域型保育事業者に対し、改善報告書の提出を求めるものとする。

8 監査への変更

市長は、実地指導中に、次の各号に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、ただちに監査を行うこととする。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 地域型保育給付費等の請求に不正または著しい不当が認められる場合

9 監査の目的

監査は、地域型保育等の質の確保および地域型保育給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

10 監査の方針

監査は、特定地域型保育事業者について、第8項の規定により監査に変更した場合または第13項に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合または地域型保育給付費等の請求について不正もしくは著しい不当（以下

「違反疑義等」という。)が疑われる場合に行う。

11 監査対象の選定基準

監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行うものとする。ただし、第3号の情報にもとづく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行うものとする。

(1) 実地指導において確認した情報

実地指導において、特定地域型保育事業者について確認した違反疑義等に関する情報

(2) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等にもとづく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、または違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 地域型保育給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す特定地域型保育事業者にかかる情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生または当該特定地域型保育事業を利用する小学校就学前子どもの生命、心身または財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

12 監査の方法

監査の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市長は、監査の対象となる特定地域型保育事業者を決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者および準備すべき書類等を文書により特定地域型保育事業者に対して通知する。ただし、実地指導中において監査への変更を行った場合または前項第3号の情報を踏まえて監査を行う場合は、この限りではない。

(2) 市長は、前項に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定地域型保育事業者に対し、報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または市の職員に関係者に対して質問させ、もしくは特定地域型保育事業者その他事業の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 市長は、監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書でその旨の通知を行うものとする。

(4) 市長は、前項の規定により文書で通知した事項については、当該特定地域型保育事業者に対し、改善報告書の提出を求めるものとする。

13 行政上の措置

市長は、監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、法第51条および第52条の規定にもとづき次の各号に掲げる必要な措置を行うものとする。

(1) 勧告

特定地域型保育事業者に法第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合の措置は、次のアからウに掲げるとおりとする。

ア 当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができるものとする。

イ これに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

ウ 勧告を受けた場合において、当該特定地域型保育事業者は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

特定地域型保育事業者が正当な理由がなくその勧告にかかる措置を採らなかったときの措置は、次のアからウに掲げるとおりとする。

ア 当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告にかかる措置を採るべきことを命令することができる。

イ 命令を行った場合には、その旨を公示するものとする。

ウ 命令を受けた場合において、当該特定地域型保育事業者は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第52条第1項各号のいずれかに該当する場合の措置は、次のアおよびイに掲げるとおりとする。

ア 当該特定地域型保育事業者にかかる確認を取消し、または期間を定めてその確認の全部もしくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができるものとする。

イ 確認の取消し等をしたときは、法第53条第3項の規定にもとづき、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称等を都知事に届け出るとともに、これを公示するものとする。

14 聴聞等

監査の結果、当該特定地域型保育事業者に対して、命令または確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定にもとづき聴聞または弁明の機会の付与を行うものとする（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

15 重大事故が発生した特定地域型保育事業者にかかる留意点

市長は、特定地域型保育事業者における死亡事故等の重大事故にかかる検証を実施した場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策について、当該特定地域型保育事業者における対応状況等を確認するものとする。検証の結果については、今後の指導等に反映させるものとする。

16 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

17 実施期日

この要綱は、平成30年3月9日から実施する。

青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、保育従事職員用の宿舍の借上げを行う保育所の設置者（以下「事業者」という。）に対して、当該借上げに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、保育人材の確保、定着および離職防止を図ることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 国、地方公共団体以外の者が青梅市の区域内（以下「市内」という。）に設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園を除くものをいう。

(2) 保育従事職員 当該事業者が設置する保育所に勤務する施設長、保育士、保育補助者、調理員、看護師等であつて、次に掲げるいずれの要件を満たすものをいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員は除く。

ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3により明示された就業の場所が保育所であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。

イ 保育所に常勤職員として勤務していること。なお、常勤職員以外の者であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務しているものは、常勤職員とみなす。

3 補助対象事業

(1) 補助の対象となる事業は、事業者が、当該事業者が設置する保育所に勤務する保育従事職員（当該事業者から住居手当等を支給されている者および勤務先から住居手当等を支給されている同居者がいる者を除く。以下同じ。）の宿舍の借上げを行う事業で、次に掲げる要件を満たす事業とする。

ア 借り上げた宿舍が市内に所在すること。

イ 保育従事職員が当該事業者と入居契約を締結して当該宿舍に居住していること。

(2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、対象としない。

ア 保育従事職員が平成24年度以前に事業者が借り上げた住居に入居している場合

イ その他青梅市長（以下「市長」という。）が不相当と認める場合

4 補助対象経費等

(1) 補助金の対象経費および基準額は、別表のとおりとする。

(2) 補助金の額は、基準額と対象経費の実支出額から保育従事職員から当該経費を徴収する場合は当該徴収する額、寄付金その他の収入額を差し引いた額を比較していずれか少ない額に8分の7を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 交付申請の手続

(1) 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする事業者は、青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に関する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(2) 交付決定の通知

市長は、前号の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに可否について決定し、青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

6 補助条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(2) 事業内容の変更等

ア 前項の決定通知書を受領した事業者（以下「補助決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金(変

更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(ア)および(イ)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

イ 市長は、前記アに規定する申請書の内容について審査し、相当と認める場合には、青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金(変更・中止・廃止)承認書(様式第4号)により通知するものとする。

(3) 補助事業の実施期間

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(4) 事故報告等

補助決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助決定者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができる。

(6) 補助事業の遂行命令等

ア 市長は、第4号および前号の規定による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助決定者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 前記アの命令に違反したときは、市長は、補助決定者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

(7) 実績報告

補助決定者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に、補助金にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書および領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

(8) 補助金の額の確定

市長は、前号の規定による実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補

助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(9) 是正のための措置

ア 市長は、前号の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

イ 第7号による実績報告は、前記アの命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(10) 決定の取消し

ア 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

イ 前記アの条件は、第8号の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(11) 補助金の返還

市長は、第1号または前号の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(12) 違約加算金

補助決定者は、第10号の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(13) 延滞金

補助決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(14) 他の補助金等の一時停止

補助決定者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、ほかの同種の事務または事業について、交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(15) 書類の整備保管

補助決定者は、補助金と補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

7 補助金の支払等

(1) 前項第8号の確定通知書を受領した補助決定者は、速やかに青梅市保育従事職員宿舍借上げ支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

9 実施期日

(1) この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

別表（第4項関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
保育従事職員宿舍借上げ支援事業	家賃（管理費および共益費を含む。）、礼金、更新料等当該事業にかかる費用と認められる経費（ただし、敷金は対象外とする。）	1戸当たり月額82千円（月額で定められている経費に、それ以外の月額で定められない経費について当該年度に支払われる額を、補助事業を実施する月で割った額を加算した額）

（様式省略）

青梅市保育体制強化事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地域住民や子育て経験者など地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育にかかる周辺業務に活用するための費用の一部を補助し、保育士の負担の軽減を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備することを目的とする。

2 補助対象施設

国、地方公共団体以外の者が青梅市の区域内（以下「市内」という。）に設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園を除くものとする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、前項に規定する補助対象施設（以下「保育所」という。）において、保育士の負担軽減のために保育支援者を配置し、次のいずれかの業務を実施させる事業とする。

- (1) 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- (2) 給食の配膳・あとかたづけ
- (3) 寝具の用意・あとかたづけ
- (4) その他保育士の負担軽減に資する業務

4 補助対象経費

(1) 補助金の対象経費は、保育支援者の配置に要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とし、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア 保育支援者は、保育士の資格を有しない者で、平成26年4月1日以降、新たに保育所に配置された者とする。

イ 本事業は、保育士の負担軽減を目的とした事業のため、保育支援者を配置した月における保育士および保育士以外の者（保育支援者を含む。）の数と、前年同月における当該保育所の保育士および保育士以外の者（保育支援者は含まない。）の数を比較し、その結果、保育士・保育士以外それぞれにおいて同数以上とする。

ウ 保育支援者について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付されていないこと。

(2) 補助対象基準額は、1施設当たり月額90千円とする。

(3) 補助金の額は、基準額と対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を差

し引いた額を比較していずれか少ない額とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 交付申請

(1) 補助金交付申請の手続

補助金の交付を受けようとする保育所の設置者は、青梅市保育体制強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類を添えて、青梅市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

(2) 交付決定

市長は、前号の規定により申請があった場合、審査の上、速やかに可否について決定し、青梅市保育体制強化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

6 補助条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

市長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(2) 事業内容の変更等

ア 前項の決定通知書を受領した事業者（以下「補助決定者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、青梅市保育体制強化事業補助金（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）によりあらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(ア)および(イ)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

(ア) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(イ) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(ウ) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

イ 市長は、前記アに規定する申請書の内容について審査し、適当と認める場合には、青梅市保育体制強化事業補助金（変更・中止・廃止）承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(3) 補助事業の実施期間

補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(4) 事故報告

補助決定者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由およびその他必要な事項を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

い。

(5) 状況報告

市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、補助決定者に対しその遂行の状況に関し報告を求めることができる。

(6) 補助事業の遂行命令等

ア 市長は、第4号および前号の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助決定者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 前記アの命令に違反したときは、市長は、補助決定者に対し、補助事業の一部停止を命ずることができる。

(7) 実績報告

補助決定者は、事業が完了したときまたは補助金の交付決定にかかる会計年度が終了したときは、青梅市保育体制強化事業補助金実績報告書（様式第5号）に補助金にかかる収支計算に関する事項を記載した決算書および給与等支払がわかるもの等を添えて、市長に提出しなければならない。

(8) 補助金の額の確定

市長は、前号の規定により実績報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等によりその報告にかかる補助事業の成果が補助金交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市保育体制強化事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助決定者に通知するものとする。

(9) 是正のための措置

ア 市長は、前号の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助決定者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

イ 第7号による実績報告は、前記アの命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

(10) 決定の取消し

ア 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (イ) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (ウ) 補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。
- イ 前記アの条件は、第8号の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に
おいても適用する。

(11) 補助金の返還

市長は、第1号または前号の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(12) 違約加算金

補助決定者は、第10号の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(13) 延滞金

補助決定者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(14) 他の補助金等の一時停止

補助決定者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、ほかの同種の事務または事業について、交付すべき補助金等があるときは、市長は、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

(15) 書類の整備保管

補助決定者は、補助金と補助事業にかかる予算および決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

7 補助金の支払等

- (1) 前項第8号の確定通知書を受領した補助決定者は、速やかに青梅市保育体制強化事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、前号に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付

するものとする。

8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか、市長が別に定める。

9 実施期日

(1) この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成33年4月1日にその効力を失うものとする。

(2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる補助金の返還等の手続に関しては、なお従前の例によるものとする。

(様式省略)

平成30年度子どもふれあいフェスタ2018事業補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、子どもふれあいフェスタ2018実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2018事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定め、もって子育て支援および子どもたちの健全育成を図ることを目的とする。

2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、子どもふれあいフェスタ2018実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、実行委員会が行う子どもふれあいフェスタ2018事業とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、子どもふれあいフェスタ2018事業の実施に際し直接的に要する経費とする。

5 補助金の額

補助金の額は、30万円を上限とする。

6 補助金の交付申請

実行委員会は、子どもふれあいフェスタ2018事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、子どもふれあいフェスタ2018事業計画書

(様式第2号)および青梅市長(以下「市長」という。)が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

7 補助金の交付決定および通知

市長は、補助金の交付申請があったときは、申請書および関係事項を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、子どもふれあいフェスタ2018事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。

8 補助金の請求

実行委員会は、前項の規定により交付決定通知書を受けたときは、子どもふれあいフェスタ2018事業補助金請求書(様式第4号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

9 補助金の支出

市長は、請求書の收受後、速やかに補助金を支出するものとする。

10 実績報告

実行委員会は、事業が完了したときは、子どもふれあいフェスタ2018事業補助金実績報告書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

(1) 市長は、前項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもふれあいフェスタ2018事業補助金交付額確定通知書(様式第6号。以下「確定通知書」という。)により、実行委員会に通知するものとする。

(2) 実行委員会は、前号の確定通知書を受領したときは、子どもふれあいフェスタ2018事業補助金精算書(様式第7号)により速やかに精算しなければならない。

12 決定の取消し

市長は、実行委員会が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令または補助金の交付決定にもとづく命令に違反したとき。

13 補助金の返還

(1) 市長は、前項の規定により取消しをした場合において、補助事業の当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(2) 市長は、第11項の規定により補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

14 その他の必要事項

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

15 実施期日

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

(様式省略)

青梅市学校マネジメント強化モデル事業嘱託職員設置要綱

1 目的

この要綱は、学校マネジメント強化モデル事業実施要綱（平成29年12月27日29教人職第2153号東京都教育委員会教育長決定）にもとづく青梅市学校マネジメント強化モデル事業嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用および勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 経営支援組織 学校全体で効率的に校務を遂行することを目的とし、副校長、教員、事務職員および用務主事を構成員とする学校内組織をいう。

(2) 学校経営補佐 校内に経営支援組織が設置されていない学校において、副校長の業務を支援する嘱託職員をいう。

(3) 副校長補佐 校内に経営支援組織が設置されている学校において、副校長の業務を支援する嘱託職員をいう。

3 選考

嘱託職員の採用は選考によるものとし、その方法は青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める。

4 資格

前項の選考を受けることができる者の資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 健康で、かつ、意欲を持って職務を遂行できると認められる者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める要件を備えている者であること。

5 職務

嘱託職員は、学校に勤務し、学校長の指揮監督を受けて次の各号に掲げる職種とし、当該各号に定める職務を行うものとする。

(1) 学校経営補佐

- ア 調査、報告等に関すること。
- イ 教職員の服務管理に関すること。
- ウ 学校の施設管理に関すること。
- エ 学校運営事務に関すること。
- オ 地域対応に関すること。
- カ P T Aおよび児童または生徒の保護者の対応に関すること。
- キ 教職員の人材育成に関すること。
- ク その他副校長の業務の支援に関すること。

(2) 副校長補佐

- ア 調査、報告等に関すること。
- イ 教職員の服務管理に関すること。
- ウ 学校の施設管理に関すること。
- エ その他副校長の業務の支援に関すること。

6 任用期間

- (1) 嘱託職員の任用期間は1年以内とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、その任用期間を更新することができる。
- (3) 前号の規定による任用期間の更新は、前年度の勤務成績を考慮して委員会が決定するものとする。

7 勤務日および勤務時間

- (1) 学校経営補佐の勤務日は月16日とし、勤務時間は1日につき休憩時間を除き7時間45分とする。その割り振りは、学校長が定める。
- (2) 副校長補佐の勤務日は月16日とし、勤務時間は1日につき休憩時間を除き5

時間以内とする。その割り振りは、学校長が定める。

8 休憩時間

嘱託職員の休憩時間は、勤務の割り振りに応じ、学校長が定める。

9 出勤および退勤

嘱託職員は、定刻までに出勤して、自ら出勤簿に押印するものとし、退勤するときは学校長にその旨報告するものとする。

10 休暇

(1) 休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に準拠して委員会が別に定める。

(2) 休暇を請求しようとするときは、前日までに学校長に対し届け出なければならない。

(3) 疾病その他事故のため出勤することができないときは、出勤時限後30分以内に学校長に対し申し出なければならない。

11 服務基準

(1) 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ、学校長の命令に忠実に従わなければならない。

(3) 嘱託職員は、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

12 賃金

嘱託職員の賃金は、学校経営補佐は月給とし、副校長補佐は時給とし、その額は委員会が別に定める。

13 通勤手当

通勤のため交通機関または交通用具を利用してその運賃等を負担する嘱託職員には、委員会が別に定める基準による通勤手当を賃金に加算して支給することができる。

14 賃金等の支給方法

嘱託職員の賃金の計算期間は、月の1日から末日までとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日（この日が日曜日、土曜日または祝日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日または祝日でない日）までに支給する。ただし、委員会は、特別の事情がある場合は、支給方法を変更することができる。

(1) 学校経営補佐 翌月の 21 日

(2) 副校長補佐 翌月の 15 日

15 免職

委員会は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、また、これに堪えられないとき。

(3) 刑事事件に関し起訴されたとき。

(4) 第 11 項の規定に著しく違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

16 退職

嘱託職員が退職しようとするときは、あらかじめ委員会に申し出なければならない。

17 災害補償

嘱託職員の公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 37 号）に定めるところによる。

18 社会保険

嘱託職員の社会保険の適用については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）および厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に定めるところによる。

19 雇用保険

嘱託職員の雇用保険の適用については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に定めるところによる。

20 その他

この要綱に定めるもののほか、嘱託職員について必要な事項は、別に定める。

21 実施期日等

この要綱は、平成 30 年 3 月 27 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 32 年 4 月 1 日にその効力を失うものとする。

青梅市スクール・サポート・スタッフ設置要綱

1 目的

この要綱は、教員の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するために配置する青梅市スクール・サポート・スタッフ（以下「スタッフ」という。）の任用および勤務条件等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 選考

スタッフの採用は選考によるものとし、その方法は青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が定める。

3 資格

前項の選考を受けることができる者の資格は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 健康で、かつ、意欲を持って職務を遂行できると認められる者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当しない者であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める要件を備えている者であること。

4 職務

スタッフは、学校に勤務し、学校長の指揮監督を受けて、資料の印刷、授業準備の補助、その他教員の業務支援を行うものとする。

5 任用期間

- (1) スタッフの任用期間は、1年以内とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めるときは、その任用期間を更新することができる。
- (3) 前号の規定による任用期間の更新は、勤務成績を考慮して委員会が決定するものとする。

6 勤務日および勤務時間

スタッフの勤務日は週5日とし、勤務時間は1日について休憩時間を除き6時間とする。その割り振りは、学校長が定める。ただし、青梅市立学校の管理運営に関する規則（昭和50年教育委員会規則第2号）第4条第1項に規定する学校の休業日は、勤務しないものとする。

7 休憩時間

スタッフの休憩時間は、勤務の割り振りに応じ、学校長が定める。

8 出勤および退勤

スタッフは、定刻までに出勤して、自ら出勤簿に押印するものとし、退勤するときは学校長にその旨報告するものとする。

9 休暇

(1) 休暇は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に準拠して委員会が別に定める。

(2) 休暇を請求しようとするときは、前日までに学校長に対し届け出なければならない。

(3) 疾病その他事故のため出勤することができないときは、出勤時限後30分以内に学校長に対し申し出なければならない。

10 服務基準

(1) スタッフは、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(2) スタッフは、職務の遂行に当たっては、この要綱に従い、かつ、学校長の命令に忠実に従わなければならない。

(3) スタッフは、その職の信用を傷つけ、またはその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(4) スタッフは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

11 賃金

スタッフの賃金は時給とし、その額は委員会が別に定める。

12 賃金等の支給方法

スタッフの賃金の計算期間は、月の1日から末日までとし、これを翌月の15日（この日が日曜日、土曜日または祝日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日、土曜日または祝日でない日）までに支給する。ただし、委員会は、特別の事情がある場合は、支給方法を変更することができる。

13 免職

委員会は、スタッフが次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。

(1) 勤務成績が良くないとき。

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、また、これに堪えられないとき。

(3) 刑事事件に関し起訴されたとき。

(4) 第10項の規定に著しく違反したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

14 退職

スタッフが退職しようとするときは、あらかじめ委員会に申し出なければならない。

15 災害補償

スタッフの公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、青梅市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第37号）に定めるところによる。

16 社会保険

スタッフの社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定めるところによる。

17 雇用保険

スタッフの雇用保険の適用については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定めるところによる。

18 その他

この要綱に定めるもののほか、スタッフについて必要な事項は、別に定める。

19 実施期日等

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成31年4月1日にその効力を失うものとする。

平成30年度青梅市学力向上対策事業実施要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する児童・生徒の学習を促すことにより、その学力の向上を図るため、学力向上対策事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）とする。ただし、委員会は、事業を効果的に実施するため、民間事業者等に事業の運営の全部または一部を委託することができる。

3 事業の内容

この事業は、青梅市立小・中学校（以下「市立学校」という。）の教育課程時間外の土曜日および放課後等に、原則として、算数、数学、国語等の内容について、自学を基本として復習等の支援を行うものとする。

4 実施場所

事業の実施場所は、委員会が別に定める。

5 対象者

事業の対象者は、市の区域内に住所を有する者のうち、原則小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒とする。ただし、青梅市立東小学校および東中学校の児童・生徒を除く。

6 実施期間

事業の実施期間は、平成30年4月から平成31年3月までの間とする。

7 指導員

- (1) 委員会は、事業の実施に当たり、指導員としてコーディネーターおよび支援員を置くことができる。
- (2) コーディネーターは、実施場所における事業を統括し、支援員を指導するとともに、次項に規定する事務局へ実施状況報告を行うものとする。
- (3) 支援員は、児童・生徒の学習を支援し、児童・生徒を指導する。
- (4) コーディネーターおよび支援員は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）にもとづく教員の免許状を有する者またはこれに相当する経験を有する者とする。

8 事務局

事業の事務局は、指導室に置く。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

10 実施期日

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。